DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

大分類	中分類	小分類	説明，内容例示
(6製造工業)	(32 紡 績 工 業)	152 染色，精練，整理及び漂白業	○糸及び布帛の染色，精練，整理及び漂白業 ○羽毛及び獣毛の染色，整理及び漂白業 ○上絵紋書業
		153 其の他の紡績品製造業	○ドロンワオーク，レース類製造 ○糸組物類製造　○製綿業，真綿製造 ○フエルト製造　○フエルト製，布帛製等の帽子製造 ○反毛業　○刺繍製品製造　○再生絹糸製造業 ○ボロ選別業 ×紙製パナマ帽子製造は「176 紙製品製造業」へ ×麦稈帽子製造は「180 棍棒製品，藁製品，麻真田，麦稈真田及び経木製品製造業」へ
	33 製材及び木製品工業	154 製材業	
		155 ベニヤ合板製造業	
		156 防腐耐火等の木材処理業	
		157 木製建具及び家具製造業	
		158 木製容器製造業	
		159 木管製造業	
		160 コルク製品製造業	
		161 木製挽物，曲物類製造業	○刳物製造　○漆器木地，椀木地等の製造 ○杓子製造，三宝製造，篩製造　○折箱製造
		162 其の他の木製品製造業	○下駄製造 ○マッチ小箱，マッチ軸木の製造 ○唐木細工製造
	34 食料品工業	163 精穀業，製粉業及び澱粉製造業	
		164 和酒，麦酒及び其の他の酒類製造業	
		165 味噌及び醤油製造業	
		166 ソース，食酢，ケチヤップ，其の他の調味料製造業	○調味用アミノサン製造 ○カレー，辛子粉等の製造
		167 菓子，パン，飴類製造業	
		168 罐詰及び壜詰製造業（壺詰を含む）	
		169 畜産食料品製造業	○煉乳，粉乳製造　○豚肉加工業　○バター製造
		170 水産食料品製造業	○寒天，海苔，鰹節燻製品等の製造
		171 製茶及び清涼飲料製造業	
		※172 煙草製造業	※東京地方専売局品川工場
		173 其の他の食料品製造業	○製氷業　○冷凍食料品製造 ○麺類製造　○漬物類製造　○豆腐製造，こんにやく製造　○ジヤム製造　○オブラート製造
	35 印刷及び製本業	174 印刷業	○紙印刷業 ○金属印刷．其の他の紙以外の印刷業 ○製版業，コロタイプ版製造

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

大分類	中分類	小分類	説明，内容例示
(6製造工業)	(35 印刷及び製本業	—	※大蔵省印刷局市ヶ谷工場 ×新聞印刷業は「234 出版業」へ
		157 製本業	
	36 其の他の工業	176 紙製品(カーボン紙，防水紙，擬革紙等の加工紙等を含む)製造業	○謄寫版原紙製造 ○紙器，紙袋，屏風，模，團扇，提燈，手帳，ノート等の製造 ○紙製パナマ帽子製造
		177 漆器製造業	○飲食用漆器，家具用装飾用漆器等の製造 ×漆器木地の製造は「161木製挽物，曲物類製造業」へ
		178 竹，杞柳籐，其の他の藁及び草製品製造業	
		179 畳，莫蓙，花莚及び野草莚製造業	
		180 棕梠製品，藁製品，麻眞田，麥稈眞田及び經木製品製造業	
		181 網，繩，繊維板網，網製造業	
		182 工業用革製品製造業	
		183 革靴製造業	
		184 其の他の皮革製品製造業	○革製鞄，袋物製造　○革製馬具，運動具等の製造
		185 傘，草履，爪革類製造業	
		186 其の他の物品製造業	○金属，ゴム製，陶磁器製等の玩具類製造 ○脱脂綿，繃帶，ガーゼ等の医療材料品製造 ○毛筆，万年筆，鉛筆，クレヨン等の製造 ○刷子及び刷毛製造 ○釦釦，骨，角，牙，貝類製品製造 ○人造眞珠製造業，宝石加工業　○魔法壜製造 ○セルロイド製品製造 ○造花類製造　○博物標本製造　○人體模型製造 ○印判業 ○屠殺業
	37 修理業 (塗装業を含む)	187 金物修理業	○鍋釜修理，剃刀研ぎ，鋸目立職等の類を集括する。
		188 機械器具修理業	○「189自動車修理業」乃至「191 船舶，船具修理業」以外の機械器具修理業を集括する。 ※東京鉄道局大宮工機部
		139 自動車修理業	
		190 自轉車修理業	
		191 船舶，船具修理業	
		192 其の他の修理業	○樽桶修繕 ○靴，鞄等皮革製品修理　○洋傘，下駄，草履類修理　○帽子修繕　○万年筆修理
		193 塗装業	
		(註—路上での修理業はすべて露店商行商に含める)	

(註)　※印は調査に及びません

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

大分類	中分類	小分類	説明，内容例示
7 ガス業 電氣業 及び水 道業	38 ガス業	194 ガス業	○配給部門を含む。
	39 電氣業	195 電氣業	○配給部門み含む。
	40 水道業	196 水道業	○配給部門を含む。
8 商業	41 卸賣業	197 繊維製品卸賣業	○生糸卸 ○綿布卸商 ○人造絹糸卸，縫糸卸賣 ○絹織物問屋 ○洋服類（服地を含む）卸賣 ○古着類（和洋服及び下着の類を含む）卸 ○夜具，蒲團類卸 ○メリヤス卸 ○洋品雑貨類卸 ○綿，綿物組物，手藝材料類卸
		198 身廻品卸賣業	○下駄表問屋，鼻緒卸販賣 ○鞄卸販賣，靴卸 ○洋傘，和傘卸商
		199 金属及び金属品類卸賣業	○鐵鋼及び非鐵金属類卸 ○建築用，家具用金物類卸 ○亜鉛板卸賣 ○金属製日用品卸商 ○琺瑯鉄器，鍋釜卸
		200 機械器具類卸賣業	○通信用及び照明用電氣機械器具卸商 ○工作機械器具及び工具類卸 ○農機具及び土工具類卸 ○自轉車販賣 ○時計，眼鏡，寫眞機，樂器類，計量器，寒暖計類卸
		201 窯業製品卸賣業	○瀬戸物問屋 ○耐火煉瓦卸 ○瓦，スレート，セメント，タイル類卸 ○板硝子卸
		202 化学製品卸賣業	○藥種問屋 ○衛生材料卸 ○工業藥品，染料，塗料顔料類卸 ○化粧品，石鹸等卸 ○化学肥料卸販賣 ○ゴム製品卸 ○紙類卸
		203 燃料卸賣業	○薪，木炭，煉炭類卸 ○石炭，コークス卸 ○石油及び石油製品卸
		204 木，竹製品卸賣業	○木材及び竹材卸 ○木製建具家具卸，竹製，葦製，莚製建具，家具類卸 ○漆器類卸 ×玩具卸は「206其の他の物品卸賣業」へ
		205 食料品卸賣業	○主食料品卸賣 ○果實，蔬菜類卸 ○生鮮魚介類卸 ○酒，味噌，醤油（清涼飲料を含む）卸 ○鳥肉，卵，牛乳，畜産加工食料品類卸 ○茶，コーヒー類卸 ○菓子卸
		206 其の他の物品卸賣業	○畳表，莫蓙，莚類卸 ○紙製品卸 ○玩具，文房具，運動具類卸 ○図書，雑誌類卸 ○美術品及び骨董品類卸
		207 貿易業	○他より仕入れた物品を専ら輸出商品として貿易公團に賣込むもの又は貿易公團を通じて外國商品の買受けをなすものである ×貿易仲立業は「233 物品賣買仲立業」へ

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

大分類	中分類	小分類	説明，内容例示
(8 商業)	42 小賣業	208 呉服類（織物，和服，メリヤス製品，足袋，夜具，蒲團の類であつて古着を含む）小賣業，	○木材及び竹材卸 ○木製建具家具卸 ○竹製，蔓製，莖製建具，家具類卸 ○漆器類卸
		209 洋服類（服地及び古着を含む）小賣業	×洋裁屋，註文洋服仕立販賣は「151 衣服，其の他の裁縫品製造業」へ
		210 綿，糸類，洋品雜貨類小賣業	
		211 洋傘，和傘，履物類（下駄，草履，鼻緒爪革の類）靴，鞄，其の他の皮革製品類（ゴム靴，布靴，地下足袋を含む）小賣業	
		212 其の他の身廻品小賣業	○布ハンドバック，財布類小賣 ○煙草ケース，ライター，煙管類小賣 ○扇子，團扇商
		213 機械器具類小賣業	
		214 時計，眼鏡，貴金属品宝石類小賣業	
		215 金物類及び琺瑯鉄器小賣業	
		216 陶磁器小賣業	
		217 其の他の窯業製品小賣業	○煉瓦，土管，スレート，板ガラス等の小賣 ○アランダム布鑪類小賣，石綿製品，雲母製品小賣
		218 医薬品，衛生材料，工業薬品，染料，塗料，顔料，化粧品，石鹸類小賣業	
		219 燃料小賣業	
		220 木，竹製品小賣業（木材及び竹材を含む）	○木，竹製建具及び家具類小賣 ○漆器類小賣
		221 主食料品小賣業	
		222 生鮮魚介類小賣業	
		223 果実及び蔬菜類小賣業	
		224 其の他の食料品小賣業	○酒，味噌，醬油小賣 ○乾物，漬物類小賣 ○鳥獸肉，卵，畜産加工食料品 小賣 ○菓子飴類小賣 ○茶類小賣 ○煙草小賣 ○氷小賣 ○各種飲食料品小賣
		225 新聞，図書，雜誌類小賣業	
		226 小間物及び荒物小賣業（日用品雜貨）	
		228 美術骨董品小賣業（古道具を含む）	
		229 其の他の物品小賣業	○石材小賣 ○家畜，家禽商 ○草花屋 ○種子販賣 ○釣道具商 ○天幕商，防水布，油布，リノリウム類小賣商 ○蛇販賣

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

大分	中分類	小分類	説明，内容例示
(8 商業)	43 各種物品小賣業（特掲しないもの）	230 百貨店業	○百貨店法によるものを集括する。
		231 其の他の各種物品小賣業	○百貨店法によらない所謂百貨店と稱するもの又は地方におけるよろづ屋等を集括する。
	※44 露店商，行商	※ 232 露店商，行商	○駅構内賣店，劇場賣店 ※飲食物の販賣をなすものを含む。
	45 物品賣買仲立業	233 物品賣買仲立業	※紙芝居屋　※靴磨き業 ○電話賣買ブローカー
	46 出版業	234 出版業	○販賣斡旋所，委託販賣店，仲介斡旋所等を含む。
	47 倉庫業	235 普通倉庫業	○新聞出版發行を含む。
		236 冷藏倉庫業	
		237 農業倉庫業	
		238 貸事務所業	
	48 不動產取扱業	239 貸家業及びアパート業	
		240 不動產賣買仲立業	
		241 其の他の不動產取扱業	○土地開發業　○不動產管理業　○貸家貸間周旋業
9 金融業	49 銀行業　信託業	242 銀行業（金庫を含む）	○復興金融金庫，農林中央金庫
		243 信託業	
	50 保險業	244 保險業	※簡易保險局を含む。
		245 保險代理業	
	51 証券業	246 証券取引所業	
		247 証券取引所会員業	
		248 証券業	
	52 其の他の金融業	249 無盡業	
		250 貸金業	
		251 質屋業	
		252 其の他の金融業	○市街地信用組合を含む　○兩替屋
10 運輸通信業	53 陸運業	※253 鉄道軌道業—官営	
		254 鉄道軌道業—公営	
		255 鉄道軌道業—私営	
		256 索道業	
		※ 257 旅客自動車運輸業—官営	
		258 旅客自動車運輸業—公営	
		259 旅客自動車運輸業—私営	
		260 旅客自動車運送業	○ハイヤー自動車業
		※261 貨物自動車運送業—官営	
		262 貨物自動車運送業—私営	
		263 小運送業	○小運送業法によるものに限る。
		264 軽車輛運送業	○人力車業，乘合馬車業　○荷馬車馭業，車力業
		265 其の他の陸上運送業	○强力業　○仲仕業

(註)　※印は調査に及びません

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

大分類	中分類	小分類	説明，内容例示
(10 運輸通信業	54 水運業	269 汽船運送業	
		267 機帆船運送業	
		268 油槽船運送業	
		269 港灣運送業	○沿岸荷役業，船内荷役業，艀回漕業，曳船業
		270 海運仲立業	
		271 水先案内業	○水先案内業組合を含む。
		272 船舶救難業	
		273 検才業，検數業	
		274 川筏業，渡守業	
		275 其の他の水上運送業	○通船業　○遊覧船業
	55 通信業	※276 郵便，電信，電話業	※ 郵便局，無線電信局，電話局
		277 ラジオ放送業	
		278 其の他の通信業	

(註)　※印は調査に及びません

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

抽出方法の例示（1000人以上の事業所）

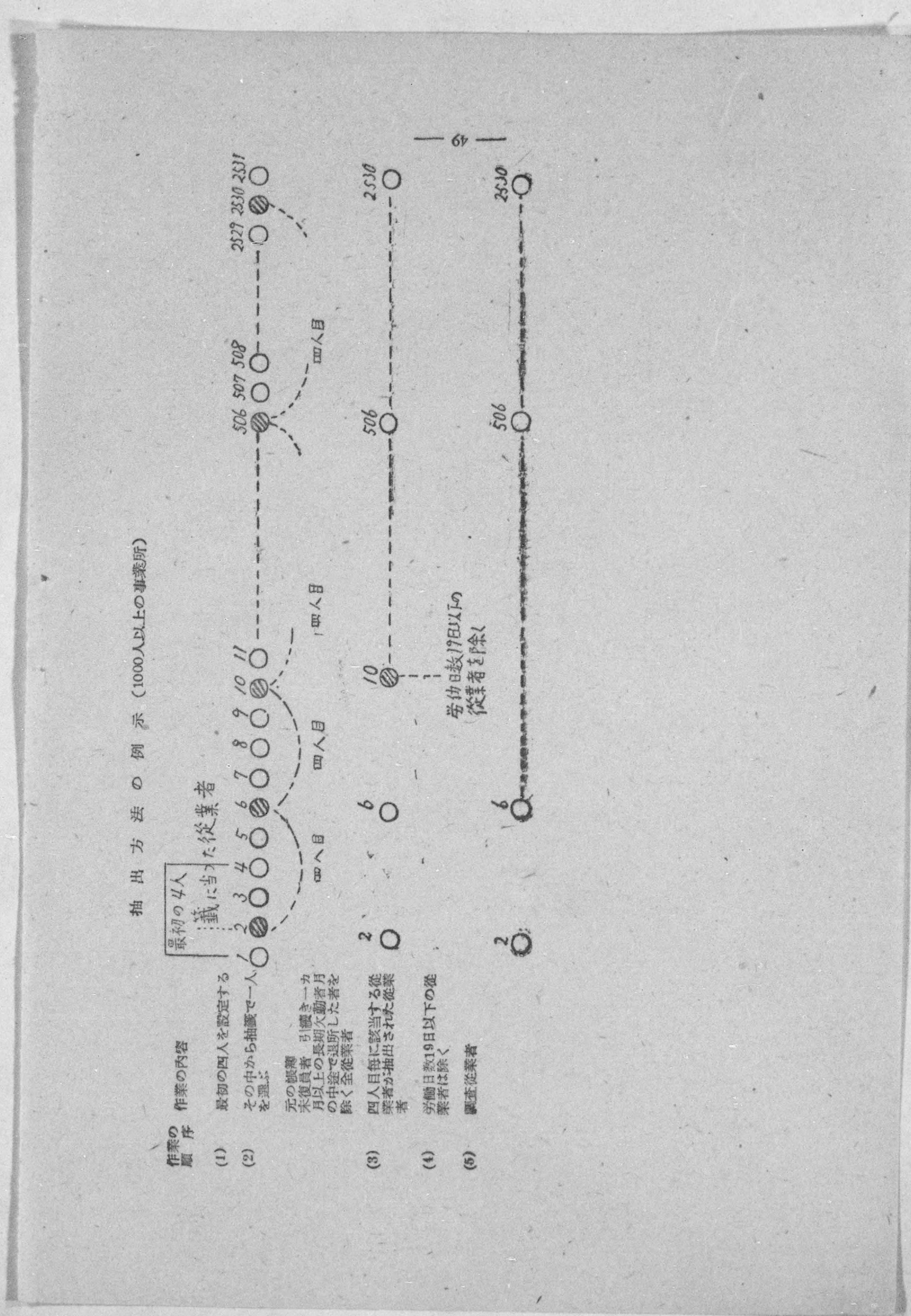

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

抽出方法の例示（500人——999人の事業所）

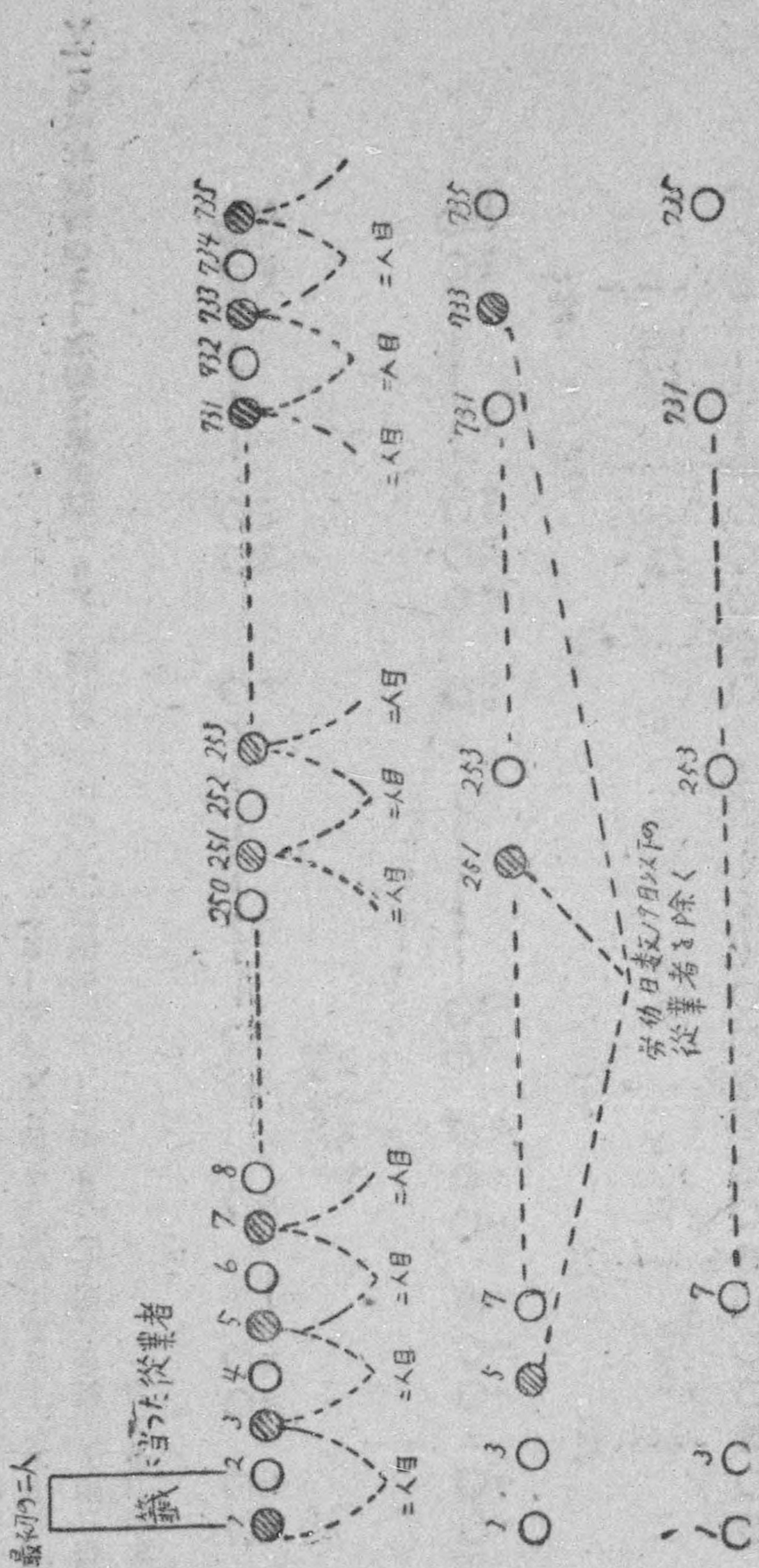

作業の順序	作業の内容
(1)	最初の二人を設定する
(2)	その二人の中から抽籤で一人を選ぶ。 元の帳簿 来復員者　引續き一カ月以上の長期欠勤者 の中途で退所した者を除く全従業者
(3)	二人目毎に該当する従業者が抽出された従業者
(4)	労働日数19日以下の従業者は除く
(5)	調査従業者

(5) 一つの事業所では大体1000人、2000人の事業所では全従業者の四分の一、三分の一を抽出するというように、全従業者の中から抽出率を定めて抽出する場合には、事業所に備えてある賃金台帳（例えば基礎となった賃金台帳）を基礎にして、従業者を選定しその氏名を調査票に記載する。この場合には各世帯毎に次の如き抽出を行います。

1. 事業所の上位から順に一人目を抽出する。
2. 一人目の抽出された従業者から数えて、二人目毎に該当する従業者を抽出する。
3. 抽出された従業者の中から調査期間中に二十日以上労働した者を調査する。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

（3）二〇〇人――四九九人の事業所においては
全従業者が記載されている帳簿（例えば賃金台帳等）を基礎にしその帳簿の最初の四人の中から抽籤により一従業者を選定しその従業者から四番目毎に該当する従業者（籤に当つた従業者を含みます）は調査しないことにして除外してしまいかくして残つた者の中調査期間中に二十日以上労働した者のみを調査します。
全従業者が二冊以上の帳簿に分割記載されている場合は各冊毎に以上の如き抽出を行います。

抽出方法の例示（200人――499人の事業所）

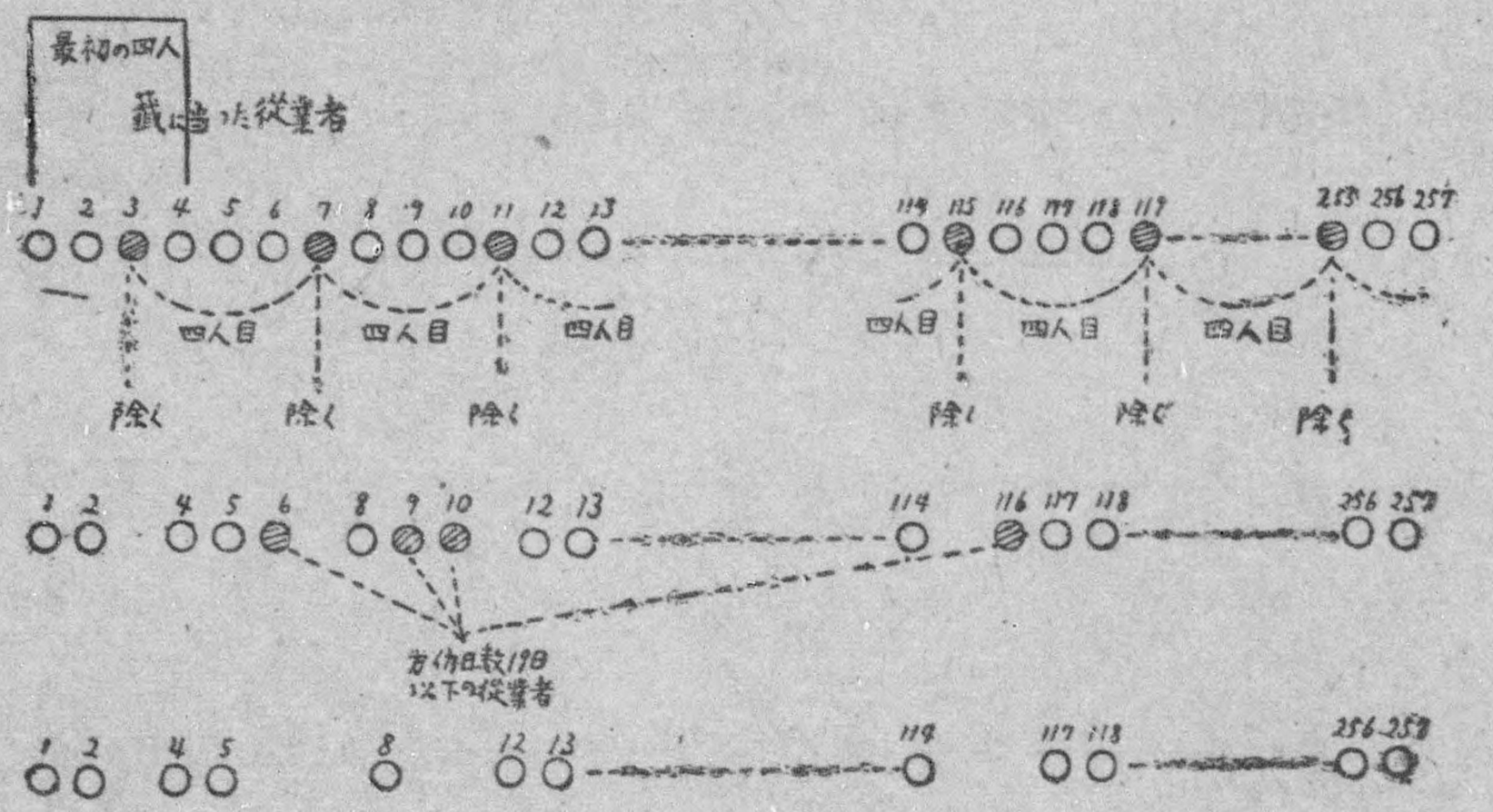

（4）五〇〇人――九九九人の事業所においては
全従業者が記載されている帳簿（例えば賃金台帳等）を基礎にしその帳簿の二人の中から抽籤により一従業者を選定しその従業者から二人目毎に該当する従業者の中調査期間中に二十日以上労働した者のみ調査します。
全従業者が二冊以上の帳簿に分割記載されている場合は各冊毎に以上の如き抽出を行います。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

抽出方法の例示（500人——999人の事業所）

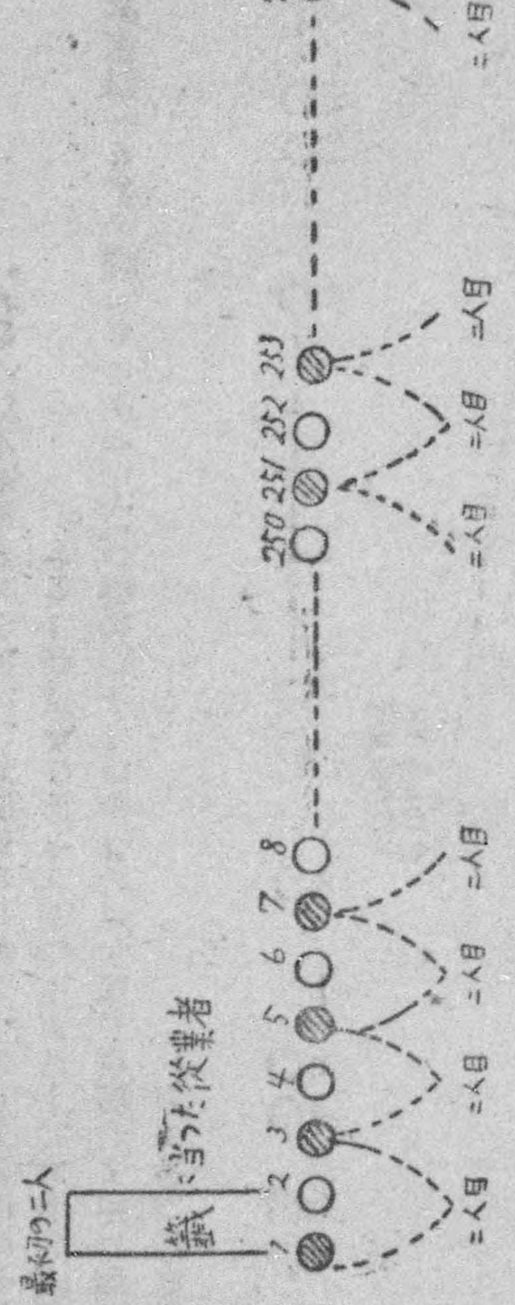

作業の順序	作業の内容
(1)	最初の二人を設定する
(2)	その二人の中から抽出で一人を選ぶ 元の帳簿 未復員者 引揚者一カ月以上の最長期欠勤者月の中途で退所した者を除く全従業者
(3)	二人目毎に該当する従業者が抽出された従業者
(4)	労働日数19日以下の従業者は除く
(5)	調査従業者

(5) 各従業者を調査するに当っては、その属する事業所の四人目毎に最初の一人の従業者を抽出し、その抽出された従業者の属する事業所について、その事業所の最初の四人の中から抽出された従業者及び10人以上9時以上の従業者の中から調査対象者を抽出し、その抽出された従業者について調査を行うこととする場合には、各抽出された従業者を基礎に、その

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

CORRECTION

THIS DOCUMENT

HAS BEEN REPHOTOGRAPHED

TO ASSURE LEGIBILITY

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

RECEIVED
JUL 1930
LIBRARY
CHS

昭和二十三年事業所統計調査

事業所賃金調査
個人別賃金調査

調査員心得

Memorandum to the Research Officials

総理廳統計局

Statistics Bureau, Prime Minister's Office.

Title Changed to Statistical Survey in 1948

Wage Survey by Establishments I
Wage Survey by Individuals II

143-178

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

目次 Index

第一編 事業所賃金調査員心得 Memorandum for the Survey officials of establishments wage survey 1

第二編 個人別賃金調査員心得 Memorandum for the survey officials of Personal Wage survey 114

第三編 産業分類表及び適用準則 Industrial classification Table and the applying sub-rules 1

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

目次 Index

一 はしがき……1
Introductory Remarks

二 調査の概要……1
Outline of the survey

三 調査員の職務……2
The duty of the surveyors

四 昭和十三年統計調査所経費……3
Outline of statistics bureau budget in 1938

五 調査票の記入……3
Survey Blanks and the filling up

六 編製法規……11
Government Laws & Ordinances

第一編 調査票
First Part Survey Blanks

第一章 本調査
Chapter I Census Proper

第一節 調査票
Section 1 Survey Blanks

Memorandum for the Survey

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

一、はしがき

正確にして適切なる給與統計は賃金問題を解決するためにも、また物價、インフレーション、生産の問題を解決するためにも必要欠くべからざる基礎資料であることは、改めて申す迄もないことである。今日わが國の經濟はインフレーションと生産の縮少とに苦しんでいる。この二大問題を解決して國民生活を永く安定させるには、各般の施策が必要であり、これらの施策のためには種々様々な調査統計資料が要求せられるが給與に關する信頼し得る統計はその最も基本的なものである。

現在、わが國の基礎的な給與統計としては總理廳統計局が実施して居る「毎月勤労統計調査」がある。がしかしこれは調査事業所の数が限られているために、國全體の給與水準の月々の動きを知るには適しているが、詳しく地域別に、また産業別にそれを明かにすることはできない。また或る給與額の従業者数がどのくらいあるかということも勿論明らかとならない。

この度總理廳統計局が調査員各位の協力を願つて実施する「事業所賃金調査」は、これに附帯して行われる従業者の「個人別賃金調査」と相まつてこの欠陥を補いわが國經濟の一日も速やかなる復活に寄與せんとするものである。

調査員各位は以上のごとき本調査の緊要性を充分に認識せられ、担当事業所の事業主をよく指導されて、調査の圓滑完全なる実施に御盡力あるよう切望する次第である。

なお、本事業所統計調査は統計法に基いて行われる調査であつて、事業所賃金調査票はひとり統計の目的のためにのみ使用せられ、個々の調査票は課税、物資の割当、労働関係法規違反の摘発等、統計以外の目的には絶対に使用せられ得ないことになつているから、調査員各位は自らこれを了解せられるのみならず、事業主に対してもこれが徹底をはかり、安心して事実ありのまゝを記入するよう指導されたい。

以下において本調査の概要と調査員各位に担当願う職務及び参考となることについて記述する。

二、調査の概要

(一) 調査の範圍

この調査は、十一月一日午前零時に現在する「民営」の事業所と「官営」「公営」の現業の事業所で賃金締切日に三〇人以上の常雇の従業者を使用する

鉱業
製造工業
ガス業、電氣業及び水道業
運輸通信業
商業

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

金　融　業

の事業について行われる。但し船員法に基づく、船員の給與は調査の對象から除くものとする。
しかして「民營」の事業所及び「公營」の現業の事業所については各都道府縣統計主管課が調査を行うが、官營の現業の事業所についてはこれは各主務省が直接調査する。
但し、連合國軍直營の事業所はたとえ右の六產業部門に該當するものがあつてもこれは調査から除外される。もつとも連合國人及び第三國人の經營する事業所と連合國軍關係の仕事を請負つて作業をしている事業所は調査の對象となる。

(二)　調　査　事　項

調査の事項は

1　事業所の名称、本所支所の別、所在地及び事業の内容
2　產業分類
3　調査期間
4　十月一カ月間の操業日数
5　十月末の現在人員
6　十月一カ月間の現金給與額（毎月きまつて支給する現金給與額、その他の現金給與額）
7　十月一カ月間の実物給與額
8　十月一カ月間の總勞働日数
9　十月一カ月間の總勞働時間数
10　十月一カ月間の臨時、日雇職員、勞務者の總勞働日数

（註）（1）「十月末」とは賃金締切日の定めある場合は十月中の最終賃金締切日をいう
（2）「十月一カ月間」とは賃金締切日の定めある場合は十月中の最終賃金締切日前一カ月間をいう

(三)　調　査　單　位

調査事項は事業主がそれぞれ記入する。

事業所は原則として場所毎に一調査單位とするのであつて、同一の事業主が場所を異にして事業を營んでいれば、それぞれ別個の一事業所として調査單位となる。
同一の場所で二種以上の事業を營む場合にその事業相互の間に收支計算の分離ができ、又從業者の区分もできるというようなときは原則としてそれぞれ別個の一事業として調査單位となる。
生產に附隨して行われる「販賣行爲」は生產業とは獨立した別個のものとは見ないのであるから、生產したものを專ら小賣する生產小賣は

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

生産だけの一事業所となる。

鐵道、軌道、乘合自動車、貨物自動車運輸（一定の路線によるもの）の交通業では、その營業範圍が廣汎な地域にわたつて多數の營業所をもつている場合が多いがこれはこれらを一括してその人事及び給與に關する台帳を有する第一次統括事務所を一事業所として調査單位とする。

（四）調査の場所

調査の場所は事業所が現に事業を營んでいる場所とする。

（五）産業分類

調査事項中の産業分類は調査員がこれを記入する。産業分類表は昭和二十二年國勢調査及び事業所統計調査に用いたものを使用する。

（六）申告義務者

申告義務者は事業主とする。事業主とは事業を事実上管理運營するものをいう。しかし事業主が十一月一日から五日迄の間不在のとき又は不在のことがあらかじめ明らかとなつているときは事業主はこの代理者を選定する。この場合調査員は代理者をして十一月五日までに調査票を作成せしめる。

（七）調査票の配布、取集、進達

調査員は調査票を十月三十一日迄に各事業主に配布し、十一月五日迄の間に事業主をして記入せしめ六日中に取り集める。調査員は記入済の調査票の内容檢査を行い八日迄に市區町村長に提出する。

三、調査員の職務

調査員は、実地調査の第一線を担当する最も大切な調査機関であつて、調査が成功するか否かは調査員の努力の如何にかゝつている。調査員各位はこの點を充分に自覺せられ、都道府縣知事に市區町村長の指揮の下に、この調査員心得の記述に精通して遺漏のないように仕事をとり運んでいたゞきたい。

調査員の職務は左の通りである。

（一）調査員の調査担当區域

調査員は都道府縣知事から任命を受けるが、その際に市區町村長から調査担当區域の通知を受けることになつている。

（イ）調査員は都道府縣知事から任命を受けるが、その際に市區町村長から調査担当區域の通知を受けることになつている。

（ロ）調査担当區域は所によつて相違があろうが、その區域は一人の調査員が、一日中に事業所調査票の配布及び記入の仕方の說明又は調査票の取り集め及び檢査を完結できる程度の大きさに限られているから、調査員は担当區域の実情については充分注意されたい。

（ハ）担当區域の通告を受けたのち、都道府縣知事又は市區町村長が必要に應じて事務打合せ会を開催して調査事務につき連絡協議する筈であるから、その際には、調査員各位は必ずそれに出席して指導を受けなければならない。

（二）調査員の任命、担当調査区の決定をうけた後、調査員は調査員証票、調査員心得及び準備調査簿を市区町村長から受け取らなければな

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

らない。

(二) 準備調査

(イ) 準備調査の意義

調査期日の十一月一日にいきなり実査を行つたのでは各自の担当区域に事業所がいくつあるか明らかでなく、そのため実査の完全が望めない。それで実査期日に先立つて準備調査を行う必要がある。

市区町村においては、あらかじめ「二十名以上の従業者を有する事業所」の名鑑を用意しておる筈であるが、なお準備調査にあたつては右の名鑑を参考とし、更にでき得る限り地元の労働基準監督署や、安定所や、同業組合などに問ひ合せて、新しい資料に基き客体の把握に萬全を期する事が必要である。

準備調査は十月二十五日から三十日迄の間に担当区域をくまなく巡回して十月二十五日現在により調査該当の事業所を探索してその所在を明らかにし準備調査簿を作成して実査に臨む用意をしなければならない。

この準備調査は本調査の第一階梯で本調査の成否を左右する大切な仕事であるから、正規の調査ではないからといつて疎略にしてはならない。

(ロ) 準備調査簿の作成及び訂正

準備調査のときには、調査該当の事業所を発見する毎に、その名称と番地とをたしかめてから準備調査簿を作成して実査に臨む用意をしなければならない。

事業所の名称を、第四欄に事業所の所在地、第五欄に常雇従業員数、第六欄に個人賃金調査の指定事業所か否かを記入する。第一欄の事業所番號は実査が終つてから記入する。

準備調査が終つたならば、準備調査簿を市区町村長に提示して検査を受け、事業所票の交付を受けるのである。

もしも準備調査簿を作成したのち調査期日までの間に移轉、開業、廃業等異動のあることを発見したときは、この都度準備調査簿を加除訂正しなければならない。そして新らしい調査該当の事業所のための事業所票を準備しなければならない。なお、調査単位の定め方については第二、「調査の概要」(1頁)を熟読して置いて、若しも担当区域内に同じ場所で二種以上の事業所を営んでいるものを発見した場合は市区町村に報告し所定の処置をとられたい。

(三) 調査票の配布

準備調査がすみ市区町村長から事業所票を受取つたときは、直ちにこれを事業所に配布しなければならない。

そしてその際事業主又はその代理者に対し調査の趣旨と記入の仕方をよく説明し、調査事項の第一項から第六項までの事項を十一月五日までに記入しておくよう告げなければならない。

(四) 事業所票の取り集め及び検査

調査員は十一月六日に担当区域内の事業所をまわつて記入済みの事業所票を取り集める。事業所票を受取つたときは、直ちに記入漏れがな

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

いかどうか、記入が完全であるかどうかを検査して不備の点があつたときは事業主をして訂正せしめる。

この検査に際しては、なお特に左の点に留意されたい。

(イ) 鉱業及び陸運業の事業所には二枚の調査票が配布せられてあるから、鉱業事業所の調査票については、坑内、坑外の区別が、また陸運業事業所の事業所票については、乗務、非乗務の区別がはつきりできているかどうか。

(ロ) 事業所の事業の内容が記入の仕方の要求を満たし、産業分類を定めることができるほど詳しく記入されているかどうか。

(ハ) 備考欄の記載が充分であるかどうか。

次に調査員は「事業の内容」により調査票右上の所定の欄（破線の部分は統計局で書き込みをするから実線の部分にのみ記入する）に産業分類の大分類、中分類、小分類の記入をしなければならない。その記入は「事業の内容」により先づ産業小分類をきめ、次に中分類をきめ、次に大分類をきめて記入しなければならない。産業分類の記入が終つたら再び「事業の内容」によつて更に検討し、事業の内容の記載と各分類上に矛盾がないかどうかを確かめなければならない。また下端の破線以下の所定の欄にそれを轉記しなければならない。

この産業分類のあてはめ方については第三編産業分類表の適用準則をよく理解してこれがあてはめ方に間違いをおこさないようにしなければならない。もとずいて行うのであるから調査員は産業分類表及び適用準則をよく理

もし「事業の内容」欄の記載により所屬産業を判断し難い場合には事業主に質問し、事業主をしてその記載を直ちに訂正せしめなければならない。

個人別賃金調査の指定工場については、個人別賃金調査の調査票が、この調査票と一緒に配布されているから、取り集めのときには両調査票を同時に取揃えて受取り、その各々の枚数を数えて過不足がないかを確めて市区町村長に提出しなければならない。

調査票の取り集めが終つたら準備調査簿の第一欄の事業所番号に記載されてある事業所の順に一より番号を記入して行く、この番号と同じ番号を該当事業所の調査票の左上の事業所番号の欄に記入し、この番号順に調査票を整理する。

なお、この際に事業所番号欄の下欄の規模符号欄に次の如き規模符号を記入しなければならない。

規模符号	人員階級別
1	三〇人――九九人
2	一〇〇人――一九九人
3	二〇〇人――四九九人
4	五〇〇人――九九九人
5	一、〇〇〇人以上

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

なお鉱業及び陸上運輸業においては坑内坑外及び乗務非乗務の従業者数を合計したものをもつて規模を決定する基準とするから鉱業及び陸上運輸業では坑内坑外及び乗務非乗務の従業者数を必ず合計してその数を坑外及び非乗務の調査票の規模符号欄の欄外に青又は黒インキで記入しておかなければならない。

更に以上の手続きが終つたときは、事業所票の所定の個所に捺印し、調査票を準備調査簿の番号順に整理し、準備調査簿とともに十一月八日までに市区町村長に提出しなければならない事項

(五) 其他調査員の心得なければならない事項

調査員各位は自己の職責が重大であることを充分に自覚して職務の遂行に努力されたいのであるが、前に述べた実務上取扱の外、なお調査に当つて心掛けなければならない事項を左に掲げる。

(1) 調査員は市区町村長の主催の調査に関する打合せ会には必ず出席し調査事務について理解につとめると共に、この調査員心得を熟読し特に事業所票の記入の仕方について充分会得しておくこと。

(2) 自己担当区域内を巡回するには一定の巡路を定め調査漏れのない様に留意すること。

(3) 事業主との應接には一定の巡路を定め調査漏れのない様に留意すること。

(4) 單に事業所票の集配に終ることなく、事業主に対し調査の趣旨の徹底をはかり、その積極的な協力を求めること。

(5) 職務上知得した事柄については秘密を嚴守すること、その他言動について疑惑を抱かせるような事のないように注意すること。

四、昭和二十三年事業所統計調査要綱

一、調査の目的、事項、範囲、期日及び方法

(一) 目的

主要産業において常時使用される従業者の賃金を地域別、産業別、職員労務者別、男女別に調査して、その実態を明らかにすることを目的とする。

(二) 事項

1 事業所の名称、所在地、本所・支所の別及び事業の内容
2 産業分類
3 調査期間
4 十月一カ月間の操業日数
5 十月末の現在人員
6 十月一カ月間の総労働日数

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

7　十月一カ月間の総労働時間数
8　十月一カ月間の現金給與額（毎月きまつて支給する現金給與額、その他の現金給與額）
9　十月一カ月間の実物給與見積額

（註）1　十月末とは賃金締切日の定めある場合は十月中の最終賃金締切日をいう。
2　十月一カ月間とは賃金締切日の定めある場合は十月中の最終賃金締切日前一カ月間をいう。

（三）範　囲

1　調査地域

内閣総理大臣の指定する地域を除く日本國全域とする。

2　産業の範囲

次に掲げる産業とし、國、地方公共團体の現業事業所を含み、連合國軍直営の事業は除くものとする。

1　鉱　業
2　製造工業
3　ガス業、電氣業及び水道業
4　運輸通信業
5　商　業
6　金　融　業

但し、船舶を使用する運輸業の事業所においては船員法（昭和二十二年法律第百号）第一條の規定による船員については調査の対象から除くものとする。

3　事業所の範囲

十月最終賃金締切日現在において三十人以上の常雇の従業者を使用する事業所とする。

（四）期　日

昭和二十三年十一月一日午前零時現在による。

（五）方　法

1　調査票は事業所ごとに作成することとし原則として自計申告によるものとする。但し調査事項中の産業分類の項に限り調査員が質問記入を行う。

事業所は事業の営まれている場所ごとに単位を定める。但し事業の性質により次のような取扱をする。

鉄道、軌道、自動車業等、営業範囲の廣汎なものは第一次統括事務所で事業全体について報告させる。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

複合経営の事業の単位の決め方については別に定める産業分類適用準則による。

2 全國にわたり調査区を設定し調査員を任命する。

3 調査機関の系統

総理廳統計局—都道府縣統計主管課—市区町村—調査員—事業主

実査に際しては都道府縣労働基準局の協力を求める。

4 官営の事業所については、各主務省が調査する。

三、集計事項及び集計方法

(一) 集計事項

左に掲げる事項を官公民営別に全國及び地域別に集計する。

第一表 産業、規模、労職、男女別従業者数

第二表 産業、規模及び男女別労務者の一カ月平均労働日数

第三表 産業規模及び男女別労務者の一日平均労働時間数

第四表 産業、規模、労職及び男女別一人当り一カ月間の「毎月きまつて支給する現金給與額」「その他の現金給與額」

一日当り「毎月きまつて支給する現金給與額」「その他の現金給與額」並びに労務者一人

第五表 産業、規模、労職及び男女別一人当り一カ月間の実物給與見積額

(二) 集計方法

総理廳統計局において中央集査の方法により十二月末日までに集計する。

三、結果公表の方法及び期日

集計結果は集計完了の都度これを公表する。

五、調査票及び記入の仕方

一、青又は黒インキで記入して下さい。

二、数字はすべて1、2、3のような算用数字を用いて下さい。

三、該当のものがない時は斜線を引かずに〇を書いて下さい。

四、※印又は◎印がついている欄は記入には及びません。

五、時間及び金額の記入には一時間未満又は円未満は四捨五入して下さい。

六、同じ事業主が同じ場所で二種以上の事業を営んでいる場合、その二種以上の事業相互の間に收支計算と従業者とがいずれも分離区分のでき

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

るものは、それぞれ別個の事業所として申告して下さい。

各欄の記入の仕方

一 (イ) 事業所の名称 略称でなく正式の名称を記入して下さい。

(ロ) 本所・支所の別 本所とは事業全般の事務を統括している所で、一般に本店とか本社とかいわれるものです。支所とは本所の統括を受けている本工場、分工場、作業所、支店、分店、支社、出張所、派出所、分局、分室等をいいます。支所をもたない事業所はそれ自体が本所です。

(ハ) 事業所の所在地 現に事業を営んでいる場所を書いて下さい。

(ニ) 事業の内容 この欄の記載によつて調査員が事業所の所属産業を産業分類表に基いて決定することができるように、営業品目、営業内容及び業種を具体的に詳細に書いて下さい。

1 鉱業、製造工業及び商業関係の事業所では営業品目として生産品目又は取引品目を主たるものから列挙して下さい。

2 運輸通信業及び金融業関係の事業所では営業の内容を書いて下さい。

3 業種には、それが採掘、製造、修理、卸賣、小賣の区別を書いて下さい。

例えば製造工業であれば、主たる生産品目とそれが製造であるのか修理であるのかその区別。

鉱業では採掘品目、採掘と精錬とを一緒にやつている場合には例えば銅の採掘及び精錬というように。

商業では取扱つている商品の名称を主たるものから列挙し、それが卸賣か小賣かの区別。

なお取扱商品又は業務の内容が二種以上あつて相互の間に收支計算と従業者とが分離区分できない場合には、それらを列挙しそのうち従業者數の多いものを主たるものとして書いて下さい。

二 調査期間 九月最終の賃金給料締切日の翌日から十月最終の賃金給料締切日までの期間としますが。例えば毎月二十五日が賃金給料締切日となつている場合は九月二十六日から十月二十五日に至るまでの三十日間となるわけです。

三 2欄の期間中の操業日數を記入して下さい。労務者及び職員の賃金締切日が同一でない場合には事業所の操業状況をみるのですから労務者或は職員の數の多い方で操業日數を算出して下さい。

四 常雇の従業者の人員、給與、労働日數及び労働時間數 この欄の人員、給與、労働日數、労働時間數ともにすべて、未復員者及び引続き一カ月以上に及ぶ長期欠勤者を除き、月の中途で入所、退所したものは含んだ常雇従業者について計算、記入して下さい。但し(イ)人員の欄のみ其の月の中途で退所したものは除いて下さい。なお運輸業においては船員法による船員は除くことになつているから調査の対象から除いて下さい。常雇とは期間を定めず、又は二カ月以上の期間にわたり常時雇用しているものをいいます。

従業者とは賃金(労働基準法第十一條の定めによる)を支拂つて、事業所が使用しているいわゆる被用者を總称します。従つて会社役員及

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

び家事使用人は従業者とみなしません。

労務者とは主として肉体的作業に従事するもの、職員とは主として頭脳的作業に従事するものをいいます。例えば製造工業についていえば全、修繕等に従事するもの、小使、守衛等の仕事に従事するもの、その他工場自体の補助生産部門並びに上記生産活動と密接な関係ある活動及びサービスに従事しているすべての非監督的従業者を含みます。

職員とは次の諸活動に従事しているすべての従業者、すなわち経営、企画、購入、会計、人事、業務、技術、販売、事務書記、監理事務（但し職工長を除く）其の他労務者の中に含まれない従業者をいいます。製造工業以外の産業についてもこれに準じて考えて下さい。

（ロ）毎月きまつて支給する現金給與額　この欄には調査期間中の労働に対する毎月きまつて支給する現金給與額を記入して下さい。「毎月きまつて支給する現金給與額」とは、毎月又は一カ月以内の期間毎に計算し支給する各種の金銭の月額のことであつて、例えば次のようなものです。

基本給　家族手当　地域給　物價手当　生活補給金　職階給　技能給　危險作業手当　奬励加給　能率給　勤続手当　精勤手当　請負工賃　通勤手当　夜勤手当　早出残業手当　日直宿直手当　年次有給手当　生理休暇手当　産前産後手当

但し物價手当、生活補給金、奬励加給、能率給、勤続手当、精勤手当、請負工賃、通勤手当等は毎月常態的に支給する場合に限ります。

したがつて次の場合は本欄には算入せずに「その他の現金給與額」に算入して下さい。

（1）一カ月を超える期間の出勤成績によつて支給される精勤手当。

（2）一カ月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当。

（3）一カ月を超える期間にわたる事由によつて算定される奬励加給又は能率給。

（4）一カ月を超える期間毎に定期乗車券代として支給される通勤手当。

請負工賃、残業手当等で計算の都合上常態的に一月おくれに支拂われる場合は十月中に支拂われた分を記入して下さい。

従業者の負担となるべき勤労所得税、健康保險料、厚生年金保險料、失業保險料等の一部又は全部を事業主が負担した場合はこれらの金額を加算して記入して下さい。

また勤労所得税、健康保險料、厚生年金保險料、失業保險料、退職積立金、貯金、組合費、前借の返済金等各種の差引額のある場合には手取金額ではなく差引かない前の総額を記入して下さい。

事業所が支拂の都合で十月分の「毎月きまつて支給する現金給與」の一部又は全部が定期の賃金支拂日に支拂われないで延期された場合でも十月分の金額を記入して下さい。

給與改訂が未決定であるため暫定的計算により内拂の形式で毎月常態的に一定額が支給される場合はその金額は本欄に算入して下さい。

（ハ）其の他の現金給與額　2欄の調査期間中に「毎月きまつて支給する現金給與額」以外に現金給與が支給された場合はそれらを合算し

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

て本欄に記入して下さい。これらの現金給與が賃金台帳に記載されていないでその他の給與台帳に記載されている場合はかゝる帳簿から残らず合算して記入して下さい。これらの現金給與額に勤労所得稅等差引額のある場合は手取額ではなく差引かない前の総額を記入して下さい。

「その他の現金給與額」の中には次のようなものも含まれます。

(一) 給與改訂が過去の或る月までにさかのぼつて適用されることに決定し、その月からの差額が一括、又は分割して支給された場合の金額。

(二) 給與改訂が未決定のための暫定的計算により内拂の形式で過去にさかのぼり一括又は分割して支給された場合の金額。但しこれらの金額の中、十月分の差額のみ別に計算されている時は十月分の差額は「毎月きまつて支給する現金給與額」の欄に算入して下さい。

労働基準法又は鉱業法に基づいて支給される帰郷旅費、災害補償、解雇予告手当、結婚手当、災害見舞金、会社設立紀念祝儀等の恩惠的給付、退職の時返還する金額等はこの調査では賃金給與とみなさないから記入には及びません。

「その他の現金給與額」は、調査期間中に実際に支拂つた金額を記入するのですから、金融の都合その他のために、一部又は全額の支拂が翌月に廻された場合には、現実に支給しなかつたのですから、記入しないで下さい。又支拂の都合により前月分の「毎月きまつて支給する現金給與額」の合計の一部又は全部が、本月に繰越されて支拂われた場合の金額等は本欄にも「毎月きまつて支給する現金給與額」の欄にも記入しないで下さい。

(ホ) 調査期間中の実物給與見積額 実物給與とは、次のようなものをいいます。

(一) 所定現金給與額の代りに支給するもの、すなわちその支給により現金給與額に減額を伴うもの。

(二) 労働協約においてあらかじめ現金給與額の外にその支給が約束されているもの。

(三) 労働契約によつていないが前例もしくは慣習としてその支給が期待されている現金給與の代りに支給するもの。

(四) 従業者に臨時に無償で支給するもの。

(五) 従業者より代金を徴集するが、その徴集金が甚だ低額であるもの（事業所の賣店などで自由に販賣しているものはやすくても実物給與とみなしません）但し寄宿舎の食費は実物給與として必ず記入して下さい。寄宿舎、社宅等の給付は実物給與とみなしません。福利厚生施設とみなされるものは実物給與としないで下さい。実物給與の評價額については、(一)乃至(四)の場合は購入したものについては購入價格、自家生産品については販賣價格を記入して下さい。(五)の場合はこれらの金額と、徴集金額との差額を記入して下さい。

(ヘ) 総労働日數 2欄の調査期間中に各労務者が実際に労働した日數（休日に労働した日を含む）の総計を記入して下さい。この日數の計算において、一日とは午前零時より午後十二時までをいい、この間において、たとえ一時間でも労働すればその日は一労働日となりま

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

す。従つて、例えば或る日において、午前五時まで働き、その日に又午後九時より働く等の場合でもその日は一労働日となります。

数回の昼夜交替勤務毎に與えられる特別非番、又年次有給休暇、公休日、食糧休暇等有給であつても労働しない限り、労働日数には加えないで下さい。要するに労働基準法の定めによる労働日数です。

(ト) 総労働時間　2欄の調査期間中に各労務者が実際に労働した時間の総計を記入して下さい。その計算方法は一人一人について、毎日の労働時間（就業時間から休憩時間を除いたもの）を一カ月積算合計するのであります。早出、居残をした場合、賃金計算上は一時間を一・五時間とするような場合があつても、ここでは早出居残りをした実際の時間だけを加算して下さい。

五　調査期間中の臨時、日雇、職員、労務者の総労働日数　四(へ)にならつて書いて下さい。

六　備考

(イ) 基本給の改訂をした場合には、前月に比して何割増しているかを、又交通費、家族手当等の新設改訂のあつた場合はその割合又は金額を書いて下さい。すなわち

(ロ) その他の現金給與額の内容を具体的に詳しく書いて下さい。すなわち

(一) 差額追給については、その金額とそれが何月から何月までのものであるかということ。

(二) ボーナスについては、その金額と何月分のものであるかということ。

(三) 生活補給金については臨時的なものに限りその金額とそれが何月から何月までのものか或は何月分のものであるかということ。

(ハ) 3欄の操業日数が二十日未満であつた場合には、何故操業日数がそのように少なかつたのか、例えばストライキのためとか、資材電力の不足のためとかいうように、その理由を書いて下さい。

(ニ) その他(一)乃至(五)欄の記入事項について参考になることを書いて下さい。

調査票全部の記入が終つたなら記入担当者は、よくもとの帳簿と照合して検査し、誤りがないかどうかを確めた上で所定の欄に記入担当者としての印をおし、事業主の承認を求めて期日迄に調査員に手交できるよう手続をとつて下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

調査票記入の仕方

同じ事業主が同じ場所で、二種以上の事業を營んでいる場合、その二種以上の事業相互間に收支計算と從業者とがいづれも分離區分のできるものはそれぞれ別個の事業所として申告して下さい。

1 青又は黒インキで記入して下さい。
2 數字はすべて 1, 2, 3 のような算用數字を用いて下さい。
3 該當のものがないときは斜線を引かずに0を書いて下さい。
4 ※印又は◎印がついている欄は記入には及びません。
5 時間及び金額の記入には1時間未滿又は円未滿は四捨五入して下さい。

総理廳統計局

各欄の記入の仕方

1（イ） 事業所の名稱 略稱でなく正式の名稱を記入して下さい。

（ロ） 本所・支所の別 本所とは事業全般の事務を統括している所で一般に本店とか本社とかいわれるものです。支所とは本所の統括を受けている本工場、分工場、作業所、支店、分店、支社、出張所、派出所、分局、分室等をいいます。支所をもたない事業所はそれ自体が本所です。

（ハ） 事業所の所在地 現に事業を營んでいる場所を書いて下さい。

（ニ） 事業の内容 この欄の記載によつて調査員が事業所の所屬産業を産業分類表にもとずいて決定することができるように營業品目、營業内容及び業種を具体的に詳細に書いて下さい。

(1) 鑛業、製造工業及び商業關係の事業所では營業品目として生産品目又は取引品目を主なるものから列擧して下さい。

(2) 運輸通信業及び金融業關係の事業所では營業の内容を書いて下さい。

(3) 業種にはそれが採掘、製造、修理、卸賣、小賣の區別を書いて下さい。

例えば、製造工業であれば主たる生産品目とそれが製造であるのか修理であるのかその區別。鑛業では採掘品目、採掘と精錬とを一緒にやつている場合には例えば「銅の採掘及び精錬」というように。商業では取扱い商品の名稱を主たるものから列擧しそれが卸賣か小賣かの區別。

なお取扱商品又は業務の内容が二種以上あつて相互の間に收支計算と從業者とが分離區分できない場合にはそれらを列擧し、そのうち從業者數の多いものを主たるものとして書いて下さい。

2 調査期間 9月最終の賃金給料締切日の翌日から10月最終の賃金締切日までの期間とします。例えば毎月25日が賃金給料締切日となつている場合は6月29日から10月25日に至るまでの30日間となるわけです。

3 2欄の期間中の操業日數 公休日、電休日、罷業による休業等を除いた實際の操業日數を記入して下さい。勞務者及び職員の賃金給料締切日が異る場合には、勞務者又は職員の數の多い方で計算して下さい。

4 常雇の從業者の人員、給與、勞働日數及び勞働時間 この欄の人員、給與、勞働日數勞働時間數ともにすべて未復員者及び引き續き1カ月以上に及ぶ長期欠勤者を除き、月の中途で入所、退所したものは含んだ常雇從業者について計算、記入して下さい。但し（イ）人員の欄のみその月の中途で退所したものは除いて下さい。又船舶を使用する事業所では船員法第1條の規定による船員は除いて下さい。

常雇とは期間を定めず又は2カ月以上の期間にわたり常時雇用しているものをいいます。從業者とは賃金（勞働基準法第11條の定めによる）を支拂つて事業所が使用しているいわゆる被用者を總稱します。從つて會社役員及び家事使用人は從業者とはみなしません。勞務者とは主として肉体的作業に從事するもの、職員とは主として頭腦的作業に從事するものをいいます。例えば製造工業についていえば勞務者とは次の作業に從事するすべての職工長及び非監督的從業者、すなわち製作、組立、檢査、受入れ、保管、貯藏、包裝、

給與改訂が未決定であるため暫定的計算により内拂の形式で毎月常態的に一定額が支給される場合はその金額は本欄に算入して下さい。

（ハ） その他の現金給與額 2欄の調査期間中に「毎月きまつて支給する現金給與額」以外に現金給與が支給された場合はそれらを合算して本欄に記入して下さい。これらの現金給與が賃金台帳に記載されていないでその他の給與台帳に記載されている場合はかゝる帳簿から殘らず合算して記入して下さい。これらの現金給與額に勤勞所得税等差引額のある場合は手取額ではなく差引かない前の總額を記入して下さい。

「その他の現金給與額」の中には次のようなものも含まれます。

(1) 給與改訂が過去の或る月までにさかのぼつて適用されることに決定し、その月からの差額が一括、又は分割して支給された場合の金額。

(2) 給與改訂が未決定のための暫定的計算により内拂の形式で過去にさかのぼり一括又は分割して支給された場合の金額。

但しこれらの金額の中、10月分の差額のみ別に計算されている時は10月分の差額は「毎月きまつて支給する現金給與額」の欄に算入して下さい。

勞働基準法又は鑛業法に基いて支給される歸鄕旅費、災害補償、解雇予告手當、結婚手當、災害見舞金、會社設立記念祝儀等を恩惠的給付、退職の時返還する金額等はこの調査では賃金給與とみなさないから記入には及びません。

「その他の現金給與額」は調査期間中に實際に支拂つて金額を記入するのですから、金融の都合その他のために、一部又は全額の支拂が翌月に廻された場合には現實に支給しなかつたのですから、記入しないで下さい。又支拂の都合により前月分の「毎月きまつて支給する現金給與額」の合計の一部又は全部が、本月に繰越されて支拂われた場合の金額等は本欄にも「毎月きまつて支給する現金給與額」の欄にも記入しないで下さい。

（ホ） 調査期間中の實物給與の見積額 實物給與とは、次のようなものをいいます。

(1) 所定現金給與額の代りに支給するもの、すなわちその支給により現金給與額に減額を伴うもの。

(2) 勞働協約において、あらかじめ現金給與額の外にその支給が約束されているもの。

(3) 勞働契約によつていないが前例もしくは習慣としてその支給が期待されている現金給與の代りに支給するもの。

(4) 從業者に臨時に無償で支給するもの。

(5) 從業者より代金を徴集するが、その徴集金が甚だ低額であるもの（事業所の賣店などで自由に販賣しているものはやすくても實物給與とみなしません。）但し寄宿舍の食費は實物給與として必ず記入して下さい。寄宿舍の室料、社宅料は實物給與とみなしませんから記入を要しません。福利厚生施設とみなされるものは實物給與としないで下さい。

實物給與の評價額については、(1)乃至(4)の場合は購入したものについては購入價格、自家生産品については販賣價格を記入して下さい。(5)の場合はこれらの金額と徴集金額との差額を記入して下さい。

（ヘ） 總勞働日數 2欄の調査期間中に各勞務者が實際に勞働した日數（休日に勞働し[illegible]を記入して下さい。この日數の計算に[illegible]いて、一日とは午前零時より[illegible]その日は1勞働日と

区別。鉱業では採掘品目、採掘と精錬とを一緒にやつている場合には例えば「銅の採掘及び精錬」というように。商業では取扱い商品の名称を主たるものから列挙しそれが卸売か小売かの区別。

なお取扱商品又は業務の内容が二種以上あつて相互の間に収支計算と従業者とが分離区分できない場合にはそれらを列挙し、そのうち従業者数の多いものを主たるものとして書いて下さい。

2 調査期間 9月最終の賃金給料締切日の翌日から10月最終の賃金締切日までの期間とします。例えば毎月25日が賃金給料締切日となつている場合は6月29日から10月25日に至るまでの30日間となるわけです。

3 2欄の期間中の稼働日数 公休日、電休日、罷業による休業等を除いた実際の操業日数を記入して下さい。労務者及び職員の賃金給料締切日が異る場合には、労務者又は職員の数の多い方で計算して下さい。

4 常雇の従業者の人員、給與、勞働日數及び勞働時間 この欄の人員、給與、労働日数労働時間数ともにすべて未復員者及び引き続き1カ月以上に及ぶ長期欠勤者を除き、月の中途で入所、退所したものは含んだ常雇従業者について計算、記入して下さい。但し(イ)人員の欄のみその月の中途で退所したものは除いて下さい。又船舶を使用する事業所では船員法第1條の規定による船員は除いて下さい。

常雇とは期間を定めず又は2カ月以上の期間にわたり常時雇用しているものをいいます。従業者とは賃金（労働基準法第11條の定めによる）を支拂つて事業所が使用しているいわゆる被用者を總稱します。従つて會社役員及び家事使用人は従業者とはみなしません。労務者とは主として肉体的作業に従事するもの、職員とは主として頭脳的作業に従事するものをいいます。例えば製造工業についていえば労務者とは次の作業に従事するすべての職工長及び非監督的従業者、すなわち製作、組立、検査、受入れ、保管、貯蔵、包装、積出し、保全、修繕等に従事するもの、小使、守衛等の仕事に従事するもの、その他工場自体の補助生産部門並びに上記生産活動と密接な關係ある活動及びサービスに従事しているすべての非監督的従業者を含みます。職員とは次の諸活動に従事しているすべての従業者、すなわち經營、企畫、勞人、會計、人事、業務、技術、販賣、事務書記、監督事務（但し職工長を除く）、其の他労務者の中に含まれない従業者をいいます。製造工業以外の産業についてもこれに準じて考えて下さい。

（ロ） 毎月きまつて支給する現金給與額 この欄には調査期間中の労働に対する毎月きまつて支給する現金給與額を記入して下さい。

「毎月きまつて支給する現金給與額」とは毎月又は1カ月以内の期間毎に計算し支給する各種の金銭の月額のことであつて例えば次のようなものです。

基本給　家族手當　地域給・物價手當　生活補給金　職階給　技能給　危險作業手當　勞働加給　能率給　勤續手當　精勤手當　調負工賃　通勤手當　夜勤手當　早出殘業手當　日直宿直手當　年次有給手當　生理休暇手當　産前産後手當

但し物價手當、生活補給金、勞働加給、能率給、勤續手當、精勤手當、調負工賃、通勤手當等は毎月常態的に支給する場合に限ります。したがつて次の場合は本欄には算入せずにその他の現金給與額に算入して下さい。

(1) 1カ月を超える期間の出勤成績によつて支給される精勤手當。
(2) 1カ月を超える一定期間繼續勤務に對して支給される勤續手當。
(3) 1カ月を超える期間にわたる事由によつて算定される勞働加給又は能率給。
(4) 1カ月を超える期間毎に定期乘車券代として支給される通勤手當。

調負工賃、殘業手當等で計算の都合上常態的に1月おくれに支拂われる場合は10月中に支拂われた分を記入して下さい。

従業者の負擔となるべき勤勞所得税、健康保險料、厚生年金保險料、失業保險料等の一部又は全部を事業主が負擔した場合はこれらの金額を加算して記入して下さい。

また勤勞所得税、健康保險料、厚生年金保險料、失業保險料、退職積立金、貯金、組合費、前借の返濟金等各種の差引額のある場合には手取金額ではなく差引かない前の總額を記入して下さい。

事業所が支拂の都合で10月分の「毎月きまつて支給する現金給與」の一部又は全部が定期の賃金支拂日に支拂われないで延期された場合でも10月分の金額を記入して下さい。

勞働基準法又は鉱業法に基いて支給される臨時賃金、災害補償、解雇予告手當、結婚手當、災害見舞金、會社設立記念祝儀等の恩惠的給付、退職の時返還する金額等はこの調査では賃金給與とみなさないから記入には及びません。

「その他の現金給與額」は調査期間中に實際に支拂つて金額を記入するのですから、金融の都合その他のために、一部又は全額の支拂が翌月に廻された場合には現實に支給しなかつたのですから、記入しないで下さい。又支拂の都合により前月分の「毎月きまつて支給する現金給與額」の合計の一部又は全部が、本月に繰越されて支拂われた場合の金額等は本欄にも「毎月きまつて支給する現金給與額」の欄にも記入しないで下さい。

（ホ） 調査期間中の實物給與の見積額 實物給與とは、次のようなものをいいます。

(1) 所定現金給與額の代りに支給するもの、すなわちその支給により現金給與額に減額を伴うもの。
(2) 勞働協約において、あらかじめ現金給與額の外にその支給が約束されているもの。
(3) 勞働契約によつていないが前例もしくは習慣としてその支給が期待されている現金給與の代りに支給するもの。
(4) 従業者に臨時に無償で支給するもの。
(5) 従業者より代金を徴集するが、その徴集金が甚だ低額であるもの（事業所の賣店などで自由に販賣しているものはやすくても實物給與とみなしません。）但し寄宿舍の食費は實物給與として必ず記入して下さい。寄宿舍の室料、社宅料は實物給與とみなしませんから記入を要しません。福利厚生施設とみなされるものは實物給與としないで下さい。

實物給與の評價額については、(1)乃至(4)の場合は購入したものについて購入價格、自家生産品については販賣價格を記入して下さい。(5)の場合はこれらの金額と徴集金額との差額を記入して下さい。

（ヘ） 總勞働日數 2欄の調査期間中に各勞務者が實際に勞働した日數（休日に勞働した日を含む）の總計を記入して下さい。この日數の計算について、一日とは午前零時より午後12時までをいい、この間において、たとえ1時間でも勞働すればその日は1勞働日となります。従つて、例えば或る日において、午前5時まで働き、その日に又午後9時より働く等の場合でもその日は一勞働日となります。實回の鉱夫で晝勤務毎に與えられる特別非番、又年次有給休暇、公休日、食證休暇等給であつても勞働しない限り勞働日數には加えないで下さい。要するに勞働基準法の定めによる勞働日數です。

（ト） 總勞働時間 2欄の調査期間中に各勞務者が實際に勞働した時間の總計を記入して下さい。その計算方法は1人1人について、毎日の勞働時間（就業時間から休憩時間を除いたもの）を1カ月間を合計するのであります。早出、居殘りをした場合、賃金計算上は、1時間を1.5時間とするような場合があつても、ここでは早出居殘りをした實際の時間だけを加算して下さい。

5 調査期間中の婦人、日雇、職員、勞務者の總勞働日數 調査期間中の總勞働日數を4(ヘ)にならつて書いて下さい。

6 備考

(イ) 基本給の改訂をした場合には、前月に比して何百増しているかを、又交通費、家族手當等の新設改訂のあつた場合はその金額又は金額を書いて下さい。

(ロ) その他の現金給與額の内容を具体的に詳しく書いて下さい。すなわち

(1) 差額追給については、その金額とそれが何月から何月までのものであるかということ。

(2) ボーナスについてはその金額と何月分のものであるかということ。

(3) 生活補給金については臨時的なものに限りその金額とそれが何月から何月までのものか或は何ヶ月分のものであるかということ。

(ハ) 3欄の操業日數が20日未滿であつた場合には、何故操業日數がそのように少なかつたのか、例えばストライキのためとか、資材電力の不足のためとかいうように、その理由を書いて下さい。

(ニ) その他(1)乃至(5)欄の記入事項について參考になることを書いて下さい。

調査票全部の記入がおつたなら記入擔當者はよくもとの帳簿と照合して檢査し誤りがないかどうかを確めた上で所定の欄に記入擔當者としての印をおし事業主の承認を求めて期日迄に調査員に手交できるよう手續をとつて下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

昭和 23 年事業所統計調査

事業所賃金調査票

11月1日

総理廳統計局 秘

その調査票の記入にあたつては裏面の記入の仕方をよく読んでから記入して下さい。

指定統計第2号	
※市区町村番号	
※調査區番号	
◎事業所番号	
◎規模符号	

この調査は、統計法に基いて行われるものであります。従つて申告者の秘密を他に漏らすようなことのないのは勿論、個々の調査票はただ統計の目的の爲にのみ用い、決して課税、物資の割當、労働關係法規違反の摘発等の爲に用いることはありませんから、安心して事実をありのまゝ書いて下さい。

毎月勤労統計調査の指定事業所となつていますか、然否を○で圍んで下さい。	然	否
個人別賃金調査の指定事業所となつていますか、然否を○で圍んで下さい。	然	否

◎産業分類

産業大分類番号及び名称		
産業中分類番号及び名称		
産業小分類番号及び名称		

(破線の中は余白のままにしておいて下さい。)

鑛業では坑内、坑外、陸運業では乘務、非乘務の二枚の調査票を提出することとなつておりますからこの調査票がいずれのものか判るように、下欄該当の文字を○で圍んで下さい。

鑛業		陸運業	
坑内	坑外	乘務	非乘務

1 事業所	(イ) 名称		(ロ) 本所、支所の別 該当文字を○で圍んで下さい。	本所(本社、本店) / 支所(支社、支店)
	(ハ) 所在地	都道府縣 郡 市 區 町 村 番地		
	(ニ) 事業の内容 裏面の記入の仕方をよく読んでから、營業品目又は營業内容と業種とについて、具体的に詳しく記入して下さい。			

2 調査期間 (9月の最終賃金締切日の翌日より10月の最終賃金締切日までの期間を書いて下さい。)	(イ) 労務者	9月 日より 10月 日まで 日間
	(ロ) 職員	9月 日より 10月 日まで 日間

3 2欄の期間中の操業日数	日

4 當月の従業者の人員、給與、労働日数及び労働時間 (裏面の記入の仕方をよく読んでから記入して下さい。この欄の數字の算出には、必ず休復員者、引續き1カ月以上の長期欠勤者を除いてから記入して下さい。)

従業者の種類		(イ) 10月の最終賃金締切日の現在人員	調査期間中の現金給與額 (ロ) 毎月きまつて支給する現金給與額	(ハ) その他の現金給與額	(ニ) 計	(ホ) 調査期間中の実支給與見積額	(ヘ) 總労働日數	(ト) 總労働時間
労務者	男	人	円	円	円	円	日	時間
	女	人	円	円	円	円	日	時間
職員	男	人	円	円	円	円		
	女	人	円	円	円	円		
計		人	円	円	円	円		

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDC # 775015

裏面の記入の仕方をよく讀んでから，營業品目又は營業内容と業種とについて，具体的に詳しく記入して下さい。

2 調査期間 (9月の最終賃金締切日の翌日より10月の最終賃金締切日までの期間を書いて下さい。)	(イ) 労務者	9月 日より 10月 日まで	日間
	(ロ) 職員	9月 日より 10月 日まで	日間

3 2欄の期間中の操業日数	日

4 常雇の従業者の人員，給與，労働数及び労働時間 (裏面の記入の仕方をよく読んでから記入して下さい。この4の数字の算出には，必ず出復員者，引續き1カ月以上の長期欠勤者を除いてから記入して下さい。)

従業者の種類		(イ)10月の最終賃金締切日に現在人員	調査期間中の現金給與額 (ロ)毎月きまつて支給する現金給與額	(ハ)その他の現金給與額	(ニ)計	(ホ)調査期間中の実給與見積額	(ヘ)総労働日数	(ト)総労働時間
労務者	男	人	円	円	円	円	日	時間
	女	人	円	円	円	円	日	時間
職員	男	人	円	円	円	円		
	女	人	円	円	円	円		
計		人	円	円	円	円		

5 調査期間中の臨時日雇職員，労務者の総労働日数

男	日
女	日
計	日

6 備考

(イ) 2欄の調査期間中に給與の改訂を実施した場合は，その割合又は金額を書いて下さい。	
(ロ) その他の現金給與額を總額でかまいませんからその内容を書きこんで下さい。	(1) 差額追給：金額 円 期間 月から 月まで (2) ボーナス：金額 円 月分 (3) 臨時的の生活補給金：金額 円 期間 月から 月まで
(ハ) 操業日数が20日未満の場合は，その少なかつた理由を書いて下さい。	
(ニ) その他参考になることを書いて下さい。	

事業所記入擔当者の印		事業主又は代理者の印		調査員検印		市區町村長検印	
労働基準局係官検印		都道府縣主務者検印					

◎ 産業大分類の番号又び名称		◎ 産業中分類の番号及び名称		◎ 産業小分類の番号及び名称	
事業所の名称				本所・支所の別 (該当文字を○でんで下さい。)	本所 (本社，本店) 支所 (支社，支店)
事業所の所在地	都道府縣 郡 市 區 町 村 番地			4欄(イ)計の現在人員	人

※印は市区町村長が記入し，　○印は調査員が記入しますから，事業主は記入には及びません。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

關係法規

内閣告示第二十一号

統計委員会は、統計法第二條に基き、左の統計を指定統計として指定した。

昭和二十二年五月二日

内閣総理大臣　吉　田　茂

指定番号	名称	作成者
指定統計第一号	國勢調査	内閣統計局
指定統計第二号	事業所統計	内閣統計局

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

昭和二十三年事業所統計調査要綱

、調査の目的、事項、範囲、期日及び方法

(一) 目　的

主要産業において常時使用される従業者の賃金を地域別、産業別、職員労務者別、男女別に調査して、その実態を明らかにすることを目的とする。

(二) 事　項

1 事業所の名称、所在地、本所・支所の別及び事業の内容
2 産業分類
3 調査期間
4 十月一カ月間の操業日数
5 十月末の現在人員
6 十月一カ月間の総労働日数
7 十月一カ月間の総労働時間数
8 十月一カ月間の現金給與額（毎月きまつて支給する現金給與額、その他の現金給與額）
9 十月一カ月間の実物給與見積額

(註) 1 十月末とは賃金締切日の定めある場合は十月中の最終賃金締切日前一カ月間をいう。
2 十月一カ月間とは賃金締切日の定めある場合は十月中の最終賃金締切日前一カ月間をいう。

(三) 範　囲

1 調査地域

内閣総理大臣の指定する地域を除く日本國全域とする。

2 産業の範囲

次に掲げる産業とし、國、地方公共團体の現業事業所を含み、連合國軍直営の事業所は除くものとする。

1 鉱　業
2 製造工業
3 ガス業、電氣業及び水道業

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

4 運輸通信業
5 商業
6 金融業

但し、船舶を使用する運輸業の事業所においては船員法（昭和二十二年法律第百号）第一條の規定による船員については調査の対象から除くものとする。

3 事業所の範囲

十月最終賃金締切日現在において三十人以上の常雇の従業者を使用する事業所とする。

（四）期日

昭和二十三年十一月一日午前零時現在による。

（五）方法

1 調査票は事業所ごとに作成することとし原則として自計申告によるものとする。

但し調査事項中の産業分類の項に限り調査員が質問記入を行う。

事業所は事業の営まれている場所ごとに単位を定める。但し事業の性質により次のような取扱をする。

鉄道、軌道、自動車業等、営業範囲の廣汎なものは第一次統括事務所で事業全体について報告させる。

複合経営の事業の單位の決め方については別に定める産業分類適用準則による。

2 全國にわたり調査区を設定し調査員を任命する。

3 調査機関の系統

総理廳統計局——都道府縣統計主管課——市区町村——調査員——事業主

実在に際しては都道府縣労働基準局の協力を求める。

4 官営の事業所については、各主務省が調査する。

二、集計事項及び集計方法

（一）集計事項

左に掲げる事項を官公民営別に全國及び地域別に集計する。

第一表 産業、規模、労職、男女別従業者数
第二表 産業、規模及び男女別労務者の一カ月平均労働日数
第三表 産業、規模及び男女別労務者の一日平均労働時間数
第四表 産業、規模、労職及び男女別一人当り一カ月間の「毎月きまつて支給する現金給與額」「その他の現金給與額」並びに労務者一人

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

一日当り「毎月きまつて支給する現金給與額」「その他の現金給與額」

第五表　産業、規模、労職及び男女別一人当り一カ月間の実物給與見積額

(二)　集計方法

総理廳統計局において中央集査の方法により十二月末日までに集計する。

三、結果公表の方法及び期日

集計結果は集計完了の都度これを公表する。

昭和二十三年事業所統計調査の特例に関する件

（昭和二十三年九月十七日
総理廳令第五六号）

（調査の時期）

第一條　昭和二十三年事業所統計調査は、事業所統計調査規則（昭和二十二年総理廳令第十号。以下規則という。）第五條第一項の規定にかかわらず、昭和二十三年十一月一日午前零時現在において、これを行う。

（調査の対象）

第二條　昭和二十三年事業所統計調査は、規則第六條の規定にかかわらず、左に揭げる事業所であつて、三十人以上の常雇の労働者を使用するものについて、これを行う。但し、國の営む事業所及び連合國の直接管理経営に係る事業所については、この限りでない。

一　鉱業を営む事業所

二　製造工業を営む事業所

三　ガス業、電氣業及び水道業を営む事業所

四　運輸通信業を営む事業所

五　商業を営む事業所

六　金融業を営む事業所

（調査の事項）

第三條　昭和二十三年事業所統計調査は、規則第七條の規定にかかわらず、左に揭げる事項について、これを行う。但し、船舶を使用する事業所に関する場合において、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一條の規定による船員については、この限りでない。

一　事業所の名称、所在地、本所・支所別及び事業の内容

二　事業の種類

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

三　調査期間

四　昭和二十三年十月一カ月間の操業日数

五　昭和二十三年十月末日現在の労働者数

六　昭和二十三年十月一カ月間の総労働日数

七　昭和二十三年十月一カ月間の総労働時間数

八　昭和二十三年十月一カ月間の現金給與額

九　昭和二十三年十月一カ月間の実物給與見積額

但し、事業所において、賃金締切日がある場合においては、十月末日現在とは、十月中の最終賃金締切日現在をいい、十月一カ月間とは、十月中の最終賃金締切日前一カ月間をいう。

（申告の義務）

第四條　昭和二十三年に限り、規則第八條の規定の適用については、同條第一項中「前條各号」とあるのは、「昭和二十三年事業所統計調査の特例に関する件（昭和二十三年総理廳令第五十六号。以下総理廳令第五十六号という。）第三條各号」と、同條第二項中「十月一日より十月五日」及び「前條各号」とあるのは、それぞれ、「十一月一日より十一月五日」及び「総理廳令第五十六号第三條各号」と読み替えるものとする。

第五條　昭和二十三年に限り、規則第十條の規定の適用については、同條第一項中「十月五日」及び「第七條第一号乃至第九号」とあるのは、それぞれ、「十一月五日」及び「総理廳令第五十六号第三條第一号及び第三号乃至第九号」と、同條第二項中「第七條第十号」とあるのは、「総理廳令第五十六号第三條第二号」と読み替えるものとする。

第六條　昭和二十三年に限り、規則第十一條の規定の適用については、同條中「九月二十一日から同月末日」とあるのは、「十月二十五日から同月末日」と読み替えるものとする。

（指導員の任命）

第七條　昭和二十三年に限り、規則第十八條の規定による指導員は、これを任命しない。

（調査員の職務執行期間）

第八條　昭和二十三年に限り、規則第二十條の規定の適用については、「九月二十一日から十月七日」とあるのは、「十月二十五日から十一月七日」と読み替えるものとする。

（統計表の作成）

第九條　昭和二十三年に限り、規則第二十一條の規定の適用については、同條中「要計表及び統計表」とあるのは、「要計表」と読み替えるものとする。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

（事業所賃金調査票及び事業所賃金調査票用紙）

第十條　昭和二十三年に限り、規則第九條、第十條及び第十一條の規定の適用については、同條中「事業所票用紙」とあるのは、「事業所賃金調査票」と、第二十條及び第二十一條の規定の適用については、同條中「事業所票」とあるのは、「事業所賃金調査票」と読み替えるものとする。

（官営の現業事業所の調査）

第十一條　昭和二十三年に限り、規則第二十七條の規定の適用については、同條中「この総理廳令」とあるのは、「この総理廳令及び総理廳令第五十六号」と読み替えるものとする。

附　則

この総理廳令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年事業所統計調査の特例に関する件

（昭和二十三年九月十七日）
（総理廳訓令第十八号）

（都道府縣知事）

第一條　昭和二十三年に限り、事業所統計調査施行心得（昭和二十二年総理廳訓令第三号。以下心得という。）第四條の規定の適用については、同條中「別記第一号様式」及び「十一月二十日」とあるのは、それぞれ、「昭和二十三年事業所統計調査の特例に関する件（昭和二十三年総理廳訓令第十八号。以下総理廳訓令第十八号という。）別記第一号様式」及び「十一月二十五日」と読み替えるものとする。

第二條　昭和二十三年に限り、心得第五條第一項の規定は、これを適用せず、同條第二項の規定の適用については、同條同項中「十一月二十五日」とあるのは、「十二月末日」と読み替えるものとする。

（市町村長）

第三條　昭和二十三年に限り、心得第十二條第四項の規定の適用については、同條同項中「七月十日」とあるのは、「九月二十五日」と読み替えるものとする。

第四條　昭和二十三年に限り、心得第十三條の規定の適用については、同條中「八月十日」とあるのは、「九月末日」と読み替えるものとする。

第五條　昭和二十三年に限り、心得第十八條の規定の適用については、同條中「九月二十一日」とあるのは、「十月二十五日」と読み替えるものとする。

第六條　昭和二十三年に限り、市町村長は、「事業所賃金調査票用紙」を調査員に交付するときは、これに調査区番号及び人口動態調査規則（昭和二十一年勅令第四四七号）による人口動態調査に用いる役場符号を附する。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

第七條　昭和二十三年に限り、心得第二十六條の規定の適用については、同條中「別記第二号様式」とあるのは、「総理廳訓令第十八号別記第二号様式」と読み替えるものとする。

第八條　昭和二十三年に限り、心得第二十七條第一項の規定の適用については、同條同項中「調査区の番号及び事業所番号」とあるのは、「調査区番号及び事業所番号」と読み替えるものとする。

（調　査　員）

第九條　昭和二十三年に限り、心得第三十三條第一項の規定の適用については、同條同項中「別記第三号様式」とあるのは、「総理廳訓令第十八号別記第三号様式」と読み替えるものとする。

第十條　昭和二十三年に限り、調査員は、心得第三十四條に定める檢査を終えたときは、準備調査簿の事業所番号欄に第一号から始まる番号を附する。

第十一條　昭和二十三年に限り、心得第三十六條の規定は、これを適用しない。

第十二條　昭和二十三年に限り、心得第三十七條の規定の適用については、同條中「十月五日」及び「規則第七條第一号乃至第九号」とあるのは、それぞれ、「十一月五日」及び「総理廳令第五十六号第三條第一号及び第三号乃至第九号」と、「同條第十号」とあるのは、「同條第二号」と「同條第十号」とあるのは同條第二号と読み替えるものとする。

第十三條　昭和二十三年に限り、心得第三十九條の規定の適用については、同條中「規則第七條第九号」とあるのは、「総理廳令第五十六号第三條第一号」とあるのは同條第二号と読み替えるものとする。

第十四條　昭和二十三年に限り、心得第四十條の規定の適用については、同條中「十月六日」とあるのは、「十一月六日」と読み替えるものとする。

第十五條　昭和二十三年に限り、調査員は、心得第四十二條に規定する手続を終えたときは、準備調査簿の事業所番号及び総理廳統計局長の定める規模符号を事業所賃金調査票の所定の箇所に記入するものとする。

第十六條　昭和二十三年に限り、心得第四十四條の規定の適用については、同條中「準備調査簿の番号」とあるのは、「準備調査簿の事業所番号」と読み替えるものとする。

（事業所賃金調査票及び事業所賃金調査票用紙）

第十七條　昭和二十三年に限り、心得中「事業所票」又は「事業所票用紙」とあるのは、それぞれ、「事業所賃金調査票」又は「事業所賃金調査票用紙」と読み替えるものとする。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

（別記第１号様式）　　（　　枚の内第　　号）

昭和23年事業所統計調査都道府縣要計表

（都道府縣名）

郡市区町村名	事業所統計調査	個人別賃金調査		郡市区町村名	事業所統計調査	個人別賃金調査	
	事業所数	事業所数	調査従業者数		事業所数	事業所数	調査従業者数

事業所統計調査	事業所数	小計		合計	
個人別賃金調査	事業所数	小計		合計	
	調査従業者数	小計		合計	

（別記第１号様式）

（　　枚の内第　　号）

昭和23年事業所統計調査都道府縣要計表

（都道府縣名）

郡市区町村名	事業所統計調査	個人別賃金調査		郡市区町村名	事業所統計調査	個人別賃金調査	
	事業所数	事業所数	調査従業者数		事業所数	事業所数	調査従業者数

事業所統計調査	事業所数	小計		合計	
個人別賃金調査	事業所数	小計		合計	
	調査従業者数	小計		合計	

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDC # 775015

（別記第２号様式）　　（　　枚の内第　　号）

昭和23年事業所統計調査市区町村要計表

（市区町村名）

調査区番号	事業所統計調査	個人別賃金調査	
	事業所数	事業所数	調査従業者数
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			

調査区番号	事業所統計調査	個人別賃金調査	
	事業所数	事業所数	調査従業者数
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			

事業所統計調査	事業所数	小　計		合　計	
個人別賃金調査	事業所数	小　計		合　計	
	調査従業者数	小　計		合　計	

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDC # 775015

（別記第３号様式）

（　　枚の内第　　号）

（市区町村名及び印）

昭和23年事業所統計調査準備調査簿

調査区第　　号（区域）　　調査員氏名及び印

事業所番号	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	常雇従業者数	個人別賃金調査の指定事業所か否かの別	備考
第　　号					然　否	
第　　号					然　否	
第　　号					然　否	
第　　号					然　否	
第　　号					然　否	
第　　号					然　否	
第　　号					然　否	
第　　号					然　否	
第　　号					然　否	
第　　号					然　否	
第　　号					然　否	

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDC # 775015

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

事業所統計調査規則

（昭和二十二年七月五日総理廳令第十号）

第一條　統計法の指定統計たる事業所統計を作成するための調査（以下事業所統計調査という）の施行に関しては、この総理廳令の定めるところによる。

第二條　事業所統計は、事業所の分布及びその事業活動の狀態を明かにすることを以てその目的とする。

第三條　この総理廳令において、事業所とは、一定の設備により事業を行う場所をいう。

一定の設備を有しない事業又は事業を行う場所の移動する事業については、その事業主の住居を以てその事業所とみなして、この理總廳令を適用する。

第四條　この総理廳令において、事業主とは、事業所を事実上管理する者をいう。

第五條　事業所統計調査は、毎年十月一日午前零時現在によって、これを行う。

前項の時期前に、日本國（特別の事情がある地域で内閣総理大臣の指定するものを除く。以下同じ）の港湾を発し、途中日本國以外の港湾に寄港しないで、その時期にその入つた港湾に現在していたものとみなす。

各年の調査の名称には、これを行う年次ごとに、その年号を冠する。

第六條　事業所統計調査は、官営の事業以外の事業の事業所について、これを行う。但し、左に掲げる事業の事業所については、この限りでない。

一、耕種、養畜又は養蚕を営む世帯（農家の当該事業）

二、連合國直営の事業

三、地方公共團体の現業以外の事業

第七條　事業所統計調査は、左に掲げる事項について、これを行う。

一、事業所の名称（事業所の名称のない場合には、事業主の氏名、名称又は商号）

二、本所又は支所の別

三、事業所の所在地

四、資本金又は出資金（法人の本所に関する場合に限る。）

五、事業の活動狀態

六、事業の組織

七、従業者の内訳

八、九月一箇月間の給與総額

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

九、事業の内容
十、事業の種類

第八條　事業主は、前條各号に掲げる事項を申告しなければならない。

事業主は、十月一日より十月五日まで不在のとき、又はその間不在のことがあらかじめ明かであるときは其代理者を定めなければならない。

前項の代理者は、十月五日までに、前條各号に掲げる事項を申告しなければならない。

第九條　前條第一項及び第三項の規定による申告は、各事業所に配布する事業所票用紙によつて、これをしなければならない。

前項の事業所票用紙は、これを官給し、その様式は、内閣総理大臣が、これを定める。

第十條　事業主は、事業所票用紙に、十月五日までに、第七條第一号乃至第九号に掲げる事項を記入し、これに印をおした上、事業所統計調査員（以下調査員という。）の巡回を待つてこれを提出しなければならない。

第十一條　事業主は、前項の質問に対し口頭で申告しなければならない。

事業主が九月二十一日から同月末日までの間に事業所票用紙の配布を受けなかつたときは当該調査区の担当調査員にその旨を申し出て、その配布を受けなければならない。

第十二條　都道府県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の調査の執行を指揮監督する。

第十三條　市町村長は、都道府県知事の指揮監督を受けて、市町村内の調査の執行を管掌する。

第十四條　市町村長は、調査を行うため、都道府県知事の認可を経て、市町村の区域を調査区に区分する。但し、特別の事情があるときは、町村長は、都道府県知事の認可を経て、一町村の区域を以て、一調査区とすることができる。

市町村の境界が、未定又は不明である場合は、関係市町村長の協議によつて、調査区の境界を定めなければならない。協議が調わないときは都道府県知事が、これを指定する。

第十五條　市町村長は、各調査区の番号、区域及び担当調査員の氏名並びにその市町村の担当調査区を持たない調査員の氏名を告示しなければならない。

第十六條　事業所統計調査の事務の執行を指導させるため必要があるときは、都道府県又は市に事業所統計調査指導員（以下指導員という。）を置くことができる。

指導員は、都道府県知事又は市長の指揮監督を受けて、事業所統計調査の事務の執行を指導する。

第十七條　事業所統計調査の事務に従事させるため、市町村に統計法第十二條第一項の統計調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、担当調査区内の事業所統計調査に關する諸般の事務を行う。

第十八條　指導員及び調査員は、都道府県知事が、毎年これを命ずる。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

事業所統計調査施行心得（昭和二十二年七月五日総理廳訓令第三号）

第一章　目次
第二章　都道府縣知事
第三章　指導員
　　市町村長

第十九條　総理廳統計局長は、調査員に対し、統計法第十三條後段の証票を交付する。

第二十條　調査員が各事業所につき第十七條第二項の職務を行う期間は、九月二十一日から十月七日までとする。但し、取集した事業所票の記載事項に関して質問をするときは、この限りでない。

第二十一條　市町村長は、都道府縣知事の定める期限までに、事業所票及び内閣総理大臣の定める様式により作成した要計表を都道府縣知事に提出し、都道府縣知事は、内閣総理大臣の定める期限までに、事業所票並びに内閣総理大臣の定める様式により作成した要計表及び統計表を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二十二條　天災事変その他避ける事のできない事故のために、調査員が第二十條の期間内にその職務を行い、又はこれを完結することができないときは、市町村長は、その事故ある事業所に限りその期間を十日以内延長することができる。

　市町村長が、前項の規定により、期間を延長したときは、これを告示しなければならない。

第二十三條　この総理廳令中市町村又は市町村長に関する規定は、これらに準ずるべきもの及び東京都の区の存する区域にあつては各区又は各区長にこれを適用する。

第二十四條　二以上の都道府縣の区域にまたがる事業所については、主たる事務所の所在地を管轄する都道府縣知事が、この総理廳令に定める都道府縣知事の職権を行う。

第二十五條　事業所の所在地が二以上の市町村にまたがり、その事業所統計調査に関する所属が明かでないものがあるときは、関係市町村長は協議の上、その所属を定める。協議が調わないときは都道府縣知事が、これを指定する。

第二十六條　市町村長は、調査漏れの事業所があると認めたときは、調査員をして、速やかに調査をなさしめ、又は便宜の方法により、これを調査しなければならない。

第二十七條　官営に属する現業の事業所に関しては、その主務大臣がこの総理廳令に準じてその調査を行う。その手続は、主務大臣が、内閣総理大臣と協議して、これを定める。

附　則

この総理廳令は、公布の日から、これを施行する。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

第一節　総　則
第二節　調査区の設定及び調査員の担当調査区の指定
第三節　調査員の指導
第四節　準備調査
第五節　事業所票用紙の交付
第六節　事業所票及び準備調査簿の検査
第七節　市区町村要計表の作成、事業所票の整理及び調査書類の提出
第四章　調　査　員
第一節　総　則
第二節　準備調査
第三節　事業所票用紙の配布及び記入方の説明
第四節　事業所票用紙の一部記入
第五節　事業所票の取集及び検査
第六節　事業所票の整理及び調査書類の提出
第五章　補　則

第一章　都道府縣知事

第一條　都道府縣知事は、市町村の調査区の設定を認可したときは、直ちに市町村別調査区数を総理廳統計局長に報告する。

第二條　都道府縣知事は、事業所統計調査員（以下調査員という。）を命じたときは、その氏名を市町村長に通知する。

第三條　都道府縣知事は、総理廳統計局長から、事業所統計調査（以下調査という。）の事務に要する調査用紙の交付を受けたときは、速やかにこれを市町村長に交付する。

第四條　都道府知事は、市町村長から提出した市区町村要計表により、別記第一号様式の都道府縣要計表を作成し、十一月二十日までに、これを総理廳統計局長に送付する。

第五條　都道府縣知事は、市町村長から提出した事業所票により別に定める統計表を作成し、十二月二十日までに総理廳統計局に使送する。

事業所票は、十二月末日までに総理廳統計局に提出する。

市区町村要計表は、翌年調査の時期まで、都道府縣知事が、これを保管する。

第六條　都道府縣知事は、適当な方法で管内に調査趣旨の普及を図る。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

第七條　都道府縣知事は、適当な方法で調査関係者を指導訓練する。

第八條　都道府縣に置かれた指導員は、市町村長又は調査員に対し、調査の技術的事務の指導に当る。市に置かれた指導員は、調査員に対し、事業所票記入上の技術的指導に当る。

第二章　指導員

第三章　市町村長

第一節　総則

第九條　調査に關する市町村長の職務は、次のようである。

一、調査区の設定及び調査員の担当調査区の指定
二、調査員の氏名の告示
三、調査員の指導
四、準備調査
五、事業所票用紙の交付
六、事業所票及び準備調査簿の檢査
七、市区町村要計表の作成、事業所票の整理及び調査書類の提出
八、以上の附帶事務

第十條　市町村長は、適當の方法により、管内に調査の趣旨の普及を図る。

第十一條　市町村長は、事業所統計調査規則（以下規則という。）第二十二條の規定により、都道府縣知事に報告する。

第二節　調査区の設定及び調査員の担当調査区の指定

第十二條　市町村長は、規則第十四條に定める調査区を設定するときは、その区域を一人の調査員が一日中に事業所票その他の調査用紙の配布及び記入方の説明又は事業所票の取集及び檢査を完結できる程度のものとする。

市町村長は、各調査区に第一号から始まる番号を附する。

町村組合の場合には、調査区の番号は、その町村ごとに第一号から始まる番号を附する。

市町村長は、調査図を設定しようとするときには、七月十日までに、都道府縣知事の認可を申請する。

第十三條　市町村長は、調査員の担当調査区を定め、八月十日までにその旨を本人に通知する。担当調査区を変更したときも同様とする。

前項の通知に際しては、準備調査簿用紙欄外に、所定の事項を記入の上、証票その他調査上必要な書類とともに、本人に交付する。但し、

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

調査区を担当させない調査員には、証票その他調査書類を交付しないで、予備員である旨を本人に通知する。

第十四條　市町村長は、準備調査簿用紙に必要事項を記入し、公印をおす。

第十五條　市町村長は、調査員に交付するに際して、あらかじめその用紙にこれに代る者を指名し、その旨を告示する。

前項の場合には、証票及びその他の調査書類を回収し、準備調査簿用紙の氏名を書きかえ、新担当者に交付する。

第三節　調査員の指導

第十六條　市町村長は、適当な時期に、調査員を招集し、調査事務の打合せをする。

第十七條　市町村長は、調査員の担当調査区を指定した後、速やかに調査員を招集し、準備調査の方法及び事業所票の記入その他調査上心得なければならない要項を説明する。

第四節　準備調査

第十八條　市町村長は、調査員をして、九月二十一日現在により、期間を定め、各担当調査区内の事業所につき、準備調査をなさしめる。

第十九條　市町村長は、準備調査後、調査員が準備調査簿を提示したときは、これを検査し、調査に重複、脱漏又は誤りの疑があるときは、これを調査員に質し、準備調査簿の訂正を命じ、又は必要と認めたときは、再調査を命ずる。

第二十條　市町村長は、調査員をして、その都度準備調査簿を訂正せしめる。

第二十一條　市町村長は、準備調査後調査期日までに、事業所に異動があることを発見したときは、調査員に準備調査簿を還付するとともにこれに基いて事業所票用紙其の他の調査用紙を交付する。

第五節　事業所票用紙の交付

第二十二條　市町村長は、事業所票用紙の交付に際し、不足を生じたときは、都道府縣知事に請求しその補給を受け、速やかにこれを調査員に交付する。

第六節　事業所票及び準備調査簿の檢査

第二十三條　市町村長は、調査員が事業所票及び準備調査簿を提出したときは、これを檢査する。

第二十四條　市町村長は、前條の規定による檢査の結果、事業所票又は準備調査簿に、重複、脱漏又は誤りのあることを発見したときは、調査員をして、これを訂正せしめる。

第二十五條　市町村長は、前二條の規定による檢査及び訂正が終つたときは、事業所票及び準備調査簿所定欄に檢印する。

第七節　市区町村要計表の作成、事業所票の整理及び調査書類の提出

第二十六條　市町村長は、檢査済の事業所票により、別記第二號様式の市区町村要計表を作成する。町村組合の場合には、その一町村ごとに作

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

成する。

第二十七條　市町村長は、事業所票を一調査区ごとに一括し、これを調査区の番号順に整理し、都道府縣知事の定める期限までに、市区町村要計表とともに、適当な方法により、都道府縣知事に提出する。

準備調査簿は、翌年調査の時期まで、市町村長が、これを保管する。

第四章　調査員

第一節　総則

第二十八條　調査員は、市町村長の指揮監督を受け、担当調査区につき、左に掲げる職務を行う。

一、準備調査

二、事業所票用紙の配布及び記入方の説明

三、事業所票用紙の一部記入

四、事業所票の取集及び検査

五、事業所票の整理及び調査書類の提出

六、以上の附帯事務

第二十九條　調査員は、職務執行中知り得た事項を故なく他に漏し、又は窃用してはならない。

第三十條　調査員は、担当調査区と隣接調査区の間に、重複、脱漏又は所属不明の地域があることを認めたときは、直ちにその旨を市町村長に申し出て指揮を受ける。

第三十一條　調査員は、疾病その他已むを得ない事故のため、調査事務に従事することができないときは、直ちに市町村長にその旨を申し出る。

第三十二條　調査員は、事業所票及び附属書類提出後においても、市町村長から、説明又は再調査を命ぜられたときは、調査の上、速やかに答申する。

第二節　準備調査

第三十三條　調査員は、市町村長の定める期間内に、準備調査として、担当調査区内を巡回し、事業所の有無及びその数を確め、別記第三号様式の準備調査簿用紙に、事業所ごとに、所定の事項を記入する。

準備調査後、調査期日までに、事業所に異動があつたときは、その都度準備調査簿を訂正する。

第三十四條　調査員は、準備調査を終えたときは、直ちに準備調査簿を市町村長に提示し、その検査を受ける。

第三節　事業所票用紙の配布及び記入方の説明

第三十五條　調査員は、市町村長の定める期日までに、担当調査区内の事業所に、事業所票用紙を配布する。

第三十六條　調査員は、事業所票用紙配布の際、予め事業所票用紙に、調査区の番号及び準備調査簿の番号を記入する。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

第三十七條　調査員は、事業所票用紙配布の際、各事業主又はその代理者に対し、十月五日までに、規則第七條第一号乃至第九号に掲げる事項を記入すること並びに同條第十号の事項を調査員において質問記入することを告げる。

第三十八條　調査員は、事業所票作成の期日までに、担当調査区内の事業所を巡回し、事業所票作成に必要な説明をする。

第四節　事業所票用紙の一部記入

第三十九條　調査員は、事業所票用紙に記入された規則第七條第九号に掲げる事項及び事業主又はその代理者の口頭申告に基いて、同條第十號に掲げる事項の記入をする。

第五節　事業所票の取集及び検査

第四十條　調査員は、十月六日までに、担当調査区内の各事業所につき、事業所票を取集する。

第四十一條　調査員は、事業所票を受け取つたときは、直ちに事業所票の記入事項を検査し、補足を要するものがあつたときは、事業主又はその代理者をして訂正せしめ、又は質問の上、これを訂正する。

第四十二條　調査員は、前條に規定する手続を終えたときは、準備調査簿と各事業所票とを対照し、一致するか否かを検査し、誤りがあるときは、直ちにこれを訂正する。

第四十三條　調査員は、前條に規定する手続を終えたときは、事業所票所定の箇所に印をおす。

第六節　事業所表の整理及び調査書類の提出

第四十四條　調査員は、事業所表を準備調査簿の番号順に整理し、準備調査簿とともに、市町村長の定める期限までに、これを市町村長に提出する。

第四十五條　規則第二十三條の規定は、この訓令にこれを準用する。

第五章　補　則

昭和二十二年臨時國勢調査規則第二條第一項及び事業所統計調査規則第五條第二項の規定によつて次のように指定する。

昭和二十二年七月五日

内閣総理大臣　片　山　哲

一、朝鮮　全域
二、台湾　全域
三、樺太　全域
四、北海道　全域

総理廳告示第十五号（昭和二十二年七月五日）

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

國後郡泊村、留夜別村
色丹郡色丹村
紗郡郡紗郡村
擇捉郡留別村
薬取郡薬取村
得撫郡
新知郡
占守郡
花咲郡歯舞村の内水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島、多楽島
五、東京都　小笠原支廳管内全域
六、島根縣　隠地郡五箇村の内竹島
七、鹿兒島縣　大島郡（十島村の内硫黄島、竹島及び黒島を除く）
八、沖縄縣　全域

統計法（抄）

（昭和二十二年三月二十六日法律第十八号公布
同年四月三十日勅令第百六十二号五月一日施行

（法の目的）

第一條　この法律は、統計の眞実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

（指定統計）

第二條　この法律において指定統計とは、政府若しくは公共團体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて統計委員会で指定し、その旨を公示した統計をいう。

（申告義務）

第五條　政府は指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。
前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者若しくは禁治産者である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代つて、又は本人を代表して申告する義務を負ふ。
（指定統計調査の承認）

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

第七條　指定統計調査を行うとする場合には、調査実施者は、その調査に関し左に掲げる事項について、あらかじめ統計委員会の承認を得なければならない。但し、第十六條但書の規定による場合において第三号の事項についてはこの限りではない。

一、目的、事項、範囲、期日及び方法
二、集計事項及び集計方法
三、結果の公表の方法及期日
四、関係書類の保存期間及び保存責任者
五、経費の概算その他統計委員会が必要と認める事項

前項の承認を得た後調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには更に統計委員会の承認を得なければならない。第一項各号に掲げる事項について、変更の必要があると認めたときは統計委員会は調査実施者にその変更を求めることができる。

（統計調査員）

第十二條　政府は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

（実地調査）

第十三條　第十條第一項、第二項及び第四項並びに前條に掲げる者は、指定統計調査のため必要な場所に立ち入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

（秘密の保護）

第十四條　指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の團体の秘密に属する事項については、その秘密は保護されなければならない。

第十五條　何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を統計上の目的以外に使用してはならない。

前項の規定は統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

第十六條　指定統計調査の結果は速やかにこれを公表しなければならない。但し、統計委員会の承認を得た場合にはこれを公表しないことができる。

（罰則）

第十八條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金に処する。

一、第五條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。
二、第五條の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者。
三、第十三條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

偽の陳述をした者。

四、指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして虚実に反するものたらしめる行爲をした者。

第十九條　統計委員会委員、統計官その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在つた者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の團体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に処する。

前項に掲げる者が統計委員会の承認を得た場合の外集計された結果を、第七條の規定により定められた公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときはこれを五千圓以下の罰金に処する。

職務上前二項の事項を知り得た第一項に掲げる者以外の公務員又は公務員であつた者が、同項の行爲をしたときもまた同項の例による。

統計法施行令（抄）

（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十四號）

第十一條　主務大臣は統計調査員の任命に関する事項を都道府縣知事に委任することができる。

第十一條　統計調査員は名誉職とする。統計調査員は、主務大臣の指揮監督を受け、指定統計調査に関し調査票の配布及び収集その他の事務に従事する。但し主務大臣は統計調査員の指揮監督に関する事項を都道府縣知事又は市町村長に委任することができる。

第十三條　法第十三條の規定による証票は別記様式により、調査実施者がこれを交付する。（別記様式略）

第十五條　法第十六條の規定による公表は、統計調査報告書を刊行し、又は新聞紙若しくは官報に掲載することにより、これをなすものとする。

前項の方法により難い場合は、指定統計調査の結果を記載した書類を閲覧に便利な場所に置いて公衆の閲覧に供しなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

Second Part.

第11號

Personal Wage Survey

個人賃金調査

Memorandum for the Survey Officials

調査員ノ心得

一、調査ニ關スル書類ハ總テ調査主任ノ指揮ニ從ヒ取扱フヘシ

Documents relating to the survey are to be handled according to the instructions of the Chief Investigator.

二、個人別賃金調査票ハ一事業所ニ對シ一枚ヲ用ヒ調査ハ一人ニ對シ一回ニ止ムヘシ

One individual wage survey blank is to be used for each establishment. Each person is to be investigated only once.

三、調査票及ビ記入ノ仕方ハ Survey Blanks & the filling up method

四、事業所ニヨリ行ハル調査ノ抽出方法……

The selecting method of the employees who are chosen as standard subjects

業者ノ抽出方法……

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

一、調査員の心得

本調査は、昭和二十三年事業所統計調査に附帯して行われる調査で、この調査の趣旨は主要産業（鉱業、製造工業、ガス業、電氣業、水道業、運輸通信業）商業、金融業、の三十人以上の常雇の従業員を有する事業所の中から一定数を規模によつて異つた抽出割合で抽出し、その抽出された事業所のみについて、その従業者を個人別に調査し之によつて地域、産業、規模、年令階級及び賃金階級別の従業者数を求めようとするものである。その他この調査によつて産業別の年令構成とか、年令別の扶養家族数等というような資料も得られ、各方面の種々の要望に應えようとするものである。

この調査を担当せられる各位は次に掲げる事項と以上の趣旨をよく理解せられ、事業所にもよくこの趣旨を徹底させ、調査結果の眞実性信頼性が一〇〇パーセント得られるよう指導せられたい。

この調査は事業所統計調査に附帯して行われ、事業所統計調査と関連が非常に多いので、調査票の記入方法、其の他は事業所統計調査の記入方法を参照して頂くのであるが、この個人別賃金調査に、特に必要なる事項のみを次に掲げる。

（一）調査の対象

個人別賃金調査を実施すべき事務所は、各都道府縣統計主管課において、事業所名簿から科学的抽出法（任意抽出法）により抽出したものである。それ故その事業所が休業、閉鎖、その他の障害により調査不能であつても、勝手に他の事業所に変更したり、又他の事業所で調査を行つてはならぬ。

もし割当られた事業所が休業、閉鎖、操業日数二十日未満、規模三十人未満、又は事業の種類が変更されて、調査範囲の六産業以外の産業に属するようになつていた場合は、本調査の調査対象からは除外されることとなつているから、その調査不能の理由を明記し、速やかに市区町村長に報告せられたい。

（二）調査従業者の選定

事業所において調査する従業者は、次のような抽出割合で選定する。

規模別	三〇人―九九人	一〇〇人―一九九人	三〇〇人―四九九人	五〇〇人―九九九人	一〇〇〇人以上
従業者の抽出割合	全数	全数	3/4	1/2	1/4

その具体的方法は、事業所に配布する「個人別賃金調査事業所記入担当者心得」の中にある「事業所における調査従業者の抽出方法」を熟読理解せられて、いい加減な抽出方法をなさしめざるよう、事業主の指導に万遺憾なきを期せられたい。

（三）調査用品の配布

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

調査員は、自己の担当する区域内の「個人別賃金調査」を実施すべき事業所の数及びその規模別の従業者数を考慮して、調査予定従業者の総数を概算し、一事業所につき「表紙」一枚(鉱山は二枚)、「個人別賃金調査事業所記入担当者心得」一部、及び調査予定従業者数に若干の余裕を見て、「個人別賃金調査票」を受け取り直ちに調査事業所に配布せられたい。配布の際不足が生じた場合は、直ちに市区町村長より不足分を受け取り、調査用品の不足或は配布のおくれたために、調査書類の作成及び提出期限が遅れる等の起らぬよう注意せられたい。

(四) 調査票記入の仕方の説明

調査用品の配布と同時に「表紙」及び「調査票」の記入の仕方について懇切丁寧に説明せられたい。

調査の事項は、1.「労働者番号」乃至 9.「一カ月間のその他の現金給与額」の九項目で、之等はすべて事業主が記入することとなつているから、「事業所賃金調査票記入の仕方」中の「各欄の記入の仕方」を充分理解して説明をなし、記入の不備、不正確、誤り等の起らぬよう充分徹底せられたい。

(五) 「調査票」及び「表紙」の集取

記入を終つた「調査票」及び「表紙」は、十一月六日までに担当区域内の事業所につき事業所賃金調査票と共に取集する。

その際調査書類は次の要領により点検し、誤りあれば直ちに訂正し、或は事業主をして訂正せしめ、表紙及び調査票の排列方法を確め、事業所毎に一括し市区町村長に提出する。

内容検査要領

① 調査票を一枚一枚点検し

(イ) 三欄労務者職員の別、二欄男女の別、三欄坑内坑外の別が、忘れず○で囲んであるかどうか。

(ロ) 四欄「年令」の記入漏れがないかどうか。

(ハ) 五欄「扶養家族数」が(a)(b)欄とも記入されてあるかどうか。空欄の場合は、0なのか×なのかを明らかにする。

(ニ) 六欄「労働日数」記入漏れの点検は勿論、二十日未満(十九日以下)の者がいないかどうか、もしあれば之は除き、又三十日以上の場合は、記入の誤りでないかを確める。

(ホ) 七欄「労働時間」は六欄「労働日数」に八時間を乗じたものに近いかどうかを注意し、端数が記入されているときは四捨五入する。

(ヘ) 八欄、九欄の「現金給与額」については、円未満の端数が記入されていないかどうか、もし記入されてある場合は四捨五入する。

なお、八欄「毎月きまつて支給する現金給与額」が五百円未満又は二万円以上のものがあつた場合には、一應事業主に尋ね、記入の誤りでないかを確かめる。

② 内容検査が終つた調査票は、一枚一枚、産業小分類番号、事業所番号、規模符号の欄に事業所賃金調査票と同一の番号を記入する。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

③ 以上の訂正及び記入が終つたならば、労務者、職員、男女別に調査票の枚数を数え「表紙」の（ロ）欄「調査従業者数」に一致しているかどうかを調べ、一致していない場合は表紙の数字を訂正する。その際調査票右肩の「何枚の内第何号」の数字も訂正しておく。

④ 「表紙」の（イ）欄「十月中の最終賃金締切日の現在人員」の数字と照合する。一致していない時は、事業主をして訂正せしめる。

⑤ 「表紙」の（イ）欄「十月中の最終賃金締切日の現在人員」の合計と（ロ）欄「調査従業者数」の合計とを対照し、従業者の抽出が規定通りに行われてゐるかどうかを検査する。

必ずしも調査従業者数が、従業者総数×抽出割合に一致しないが、それは抽出された従業者の中から、労働日数二十日未満の者が除かれたためであるから、その抽出予定数（従業者総数×抽出割合）と、調査従業者との差が、抽出予定数の一割以上であつた場合は、その抽出方法に誤がないかどうかを確められたい。

（六） 調査票記入事項の秘密保持

申告義務者に対し記入事項が、みだりに漏れるような疑を抱かしめることは、申告を故意に歪曲せしめ、統計の眞実性確保の上に影響するところが少くないから、第一線を担当する調査員各位においては、充分注意し調査票を不用意に他に散見せしめることのないよう、個人調査である関係上この點特に注意されたい。

二、個人別賃金調査要綱

一、調査の目的、事項、範囲、期日及び方法

（一） 目的

賃金額による従業者数の分布を産業、地域、労職、男女及び年令別に調査し、これらの要素と賃金額との関係を明らかにすると共に、年令別、扶養家族数、各種産業における従業者の年令構成等を求めることを目的とする。

（二） 事項

（イ） 調査員に於て記入する事項

① 産業小分類番号
② 市区町村番号
③ 調査区番号
④ 事業所番号
⑤ 規模符号

備考

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

以上五事項は事業所賃金調査票と同一番号又は符号を調査者に於て記入するものとする。

(ロ) 調査事業所に於て記入する事項

① 労働者番号
② 性別
③ 労職別（鉱業については、坑内、坑外の別を書き加えること）
④ 年令（数え年）
⑤ 扶養家族数
⑥ 一カ月間の労働日数
⑦ 一カ月間の労働時間数
⑧ 一カ月間の毎月きまつて支給する現金給與額
⑨ 一カ月間のその他の現金給與額

(ハ) 範囲

(イ) 地域の範囲

事業所統計調査と同一の地域とする。

(ロ) 産業の範囲

次に掲げる産業とし、連合國軍、國及び地方公共團体の営む事業を除くものとする。

① 鉱業
② 製造工業
③ ガス業、電氣業及び水道業
④ 運輸通信業
⑤ 商業
⑥ 金融業

事業所統計調査の範囲

事業所統計調査に於て調査する事業所の中より左表の如き割合による任意抽出法により一定数を抽出して調査する。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

規模	事業所の抽出割合	調査事業所における調査従業者の抽出割合
三〇人――九九人	八分の一	全数
一〇〇人――一九九人	四分の一	全数
二〇〇人――四九九人	三分の一	四分の三
五〇〇人――九九九人	二分の一	二分の一
一、〇〇〇人以上	全数	四分の一

但し右により抽出された事業所が休業、閉鎖又は調査期間に於て操業日数二十日未満である場合は之を除く。

(四) 期日
(イ) 調査の対象となる期間、昭和二十三年十月一カ月間
(ロ) 調査実施の期日
昭和二十三年十一月一日、午前零時現在

(五) 方法
(イ) 調査票は個人票を用い、調査票の配布及び取集はすべて事業所統計調査に附帯して行う。
(ロ) 調査機関の系統
労働省――都道府縣統計主管課――市区町村――調査員――事業主
総理廳統計局――都道府縣労働基準局の協力を求める。

二、集計事項及び方法
(一) 集計事項
左に掲げる事項を地域、規模、産業、労職（鉱業については更に坑内、坑外）男女及び年令階級別に集計する。
第一表　賃金階級別従業者数
第二表　扶養家族数別従業者数
第三表　平均一カ月間の労働日数、平均一日の労働時間数及び平均臨時の給與額。

(二) 集計方法
都道府縣統計主管課は、都道府縣別に第一表の集計を十二月五日までに完了し、集中表と調査票を十日までに総理廳統計局に送付し、総理廳統計局は、十二月末日までに全國及び地域別の集計を完了する。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

第二表第三表は、総理廳統計局に於て昭和二十四年三月末日までに集計を完了する。

(三) 結果公表の方法及び期日

集計結果は集計完了の都度これを公表する。

三、調査票及び記入の仕方

昭和二十三年事業所統計調査附帯

昭和二十三年十月分　個人別賃金調査票　労働省

枚の内第　号

※印は市区町村で記入し◎印は調査員が記入しますから事業主は記入に及びません。

◎産業小分類番号		(1) 労働者番号	
※市区町村番号		(2) 男	(4) 年令（数え年）
※調査区番号		女	才
◎事業所番号		(3)労務者、職員	(5) 扶養家族数
◎規模符号		坑内、坑外	(a) (b)
		(6) 一カ月間の労働日数	日
		(7) 一カ月間の労働時間数（除休憩時間）	時間
		(8) 一カ月間の毎月きまつて支給する現金給與額	円
		(9) 一カ月間のその他の現金給與額	円

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

昭和二十三年事業所統計調査附帯

個人別賃金調査票

労働省

調査票は統計以外の他の如何なる目的のためにも使用されることはありませんから事実のありのまゝ記入して下さい

※印は市区町村で◎印は調査員が記入致しますから事業主は記入に及びません

◎産業小分類番号	
※市区町村番号	
※調査区番号	
◎事業所番号	
◎規模番号	

性別	労務者 男子	労務者 女子	職員 男子	職員 女子	坑内 合計	坑外
(イ) 10月中の最終賃金締切日の現在人員						
(ロ) 調査従業者数	人	人	人	人	人	人

坑内坑外の別（鉱業に限ります）

事業所の名称	
事業所所在地	都道府県 / 郡市 / 区 / 町村 / 番地

(1) 調査の趣旨

この調査は主要産業の従業者の給與狀態を個人別に調査して賃金階級別従業者の分布や、年令別の扶養家族数や産業別の従業者の年令構成等を求めることを主たる目的として行われるのであります。

今回の調査は昭和二十三年事業所統計調査に附帯して行われますが、実は兩調査は恰も車の兩輪の如き關係にあつてどれか一方のみの調査を行つても完全な賃金調査とはならず、兩調査が相補い、綜合されて、はじめて完全な賃金調査となるのであります。

事業所統計調査に於ては常雇の従業者を十月の最終賃金締切日現在において三十人以上使用している事業所は全部殘らず調査するのであり

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

すが、この個人別賃金調査はそれらの事業所の中から一定の割合で任意に選んだ（任意に選ぶということは調査された結果が産業、規模、地域に偏らないようにするため調査を実施する官廳や、縣の統計課や、市区町村の調査担当者が、事業所の名称とか、事業所の所在地とか、その他一切の主観的條件を考慮に入れないで抽籤とか、その他の方法で選ぶことを言います）事業所について、調査する、いわゆるランダムサンプリング（Random Sampling）の方法によるのであります。

このようにして予め定められた少数の特定の事業所について調査するのでありますが、更に二百人以上の調査事業所においては、その事業所における全従業者の中から一定数の従業者を任意に選んで調査するのであります。この選び方は、先に述べたようにランダムサンプリング（Random Sampling）の方法によるのであります。（この選び方の具体的な方法は「調査事業所における従業者の抽出方法」を参照して下さい。）

以上の趣旨をよく理解されて、調査事業所に於ける従業者の抽出方法や調査票の記入の仕方に萬全を期して下さい。

本調査は個人別に調査するため、その秘密保持については萬全の手配がしてあり記入事項中特に事業所名、個人名、金額等については絶対に他に洩れることはありませんから安心して事実のありのまゝを記入して下さい。

1 調査票は事業所賃金調査票と同じ調査項目、即ち「一カ月間の労働日数」「一カ月間の労働時間数」「一カ月間のその他の現金給與額」の欄の記入に用いる数字は、すべて事業所賃金調査票の数字の基礎となる個人別の数字でありますから、誤りがないかどうかを確めた上で調査票を労務者男子、同女子、職員男子、同女子に区分し、（鉱業の事業所においては、坑内、坑外に区分した後、各々を労務者男子、同女子、職員男子、同女子に区分し）各々の枚数を数え、調査票表紙の（ロ）「調査従業者数」の欄に記入して下さい。従つて鉱業の調査事業所においては坑内、坑外の二枚の表紙に以上の数字を記入して下さい。

9 8によつて区分された調査票は、之を労務者男子、同女子、職員男子、同女子の順序に重ねて、上から一連番号を、調査票の右肩にある所

（2） 調査票の記入についての一般的な注意

1 青又は黒インキで記入して下さい。

2 数字はすべて、1、2、3のような算用数字を用いて下さい。

3 該当のものがないときは斜線を引かずに〇と書いて下さい。

4 ※印又は◎印が附いている欄は記入しないで下さい。

5 時間及び金額の記入には一時間未満又は四捨五入して下さい。

6 事業所賃金調査票の記入に用いた賃金台帳、その他の帳

7 「一カ月間のその他の現金給與額」の欄の記入に用いる数字は、すべて事業所賃金調査票の数字の基礎となる個人別の数字でありますから、誤りがないかどうかを確めた上で調査票を労務者男子、同女子、職員男子、同女子に区分し、（鉱業の事業所においては、坑内、坑外に区分した後、各々を労務者男子、同女子、職員男子、同女子に区分し）各々の枚数を数え、調査票表紙の（ロ）「調査従業者数」の欄に記入して下さい。従つて鉱業の調査事業所においては坑内、坑外の二枚の表紙に以上の数字を記入して下さい。

8 全部の調査票の記入が終つたならば記入担当者はよく元の帳簿と照し合せて検査し、誤りがないかどうかを確めた上で調査票を労務者男子、同女子、職員男子、同女子に区分した後、各々を労務者男子、同女子、職員男子、同女子の順序に重ねて、上から一連番号を、調査票の右肩にある所

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

定の欄に「何枚の中第何号」というように記入して下さい。鉱業の調査事業所においては、坑内、坑外の各々について以上の如き手続により各別に一番より始まる一連番号を記入して下さい。

10 以上の手続の終った調査票は番号順に重ね、所定の欄に記入を終った表紙を一番上に附して一括し、左側にある綴孔にて綴り、散逸しないように充分注意して事業所賃金調査票と一緒に調査員に提出して下さい。

(3) 調査票各欄の記入の仕方

1 「労働者番号」

調査事業所に於ける労働者番号を記入して下さい。

但し、事業所の都合により氏名を記入した方が便利である時には氏名を記入しても差支えありません。

2 「性」

男女の別に従つて該当の文字を○で圍んで下さい。

3 「労職(鉱業に於ては更に坑内、坑外)別」

労務者、職員の別に従つて該当の文字を○で圍んで下さい。

労務者とは主として肉体的作業に従事するもの。

職員とは主として頭脳的作業に従事するものをいいます。

例えれば製造工業についていえば労務者とは次の作業に従事するすべての職工長及び非監督的従業者、すなわち、製作、組立、検査、受入れ、保管、貯蔵、包装、積出し、保全、修繕等に従事するもの、小使、守衛の作業に従事するもの、その他、工場自体の補助生産部門並びに上記生産活動と密接な關係ある活動及びサービスに従事しているすべての非監督的従業者を含みます。職員とは次の諸活動に従事しているすべての従業者、すなわち経営、企画、購入、会計、人事、業務、技術、販賣、事務、書記、監理事務(但し職工長を除く)其の他労務者の中に含まれない従業者をいいます。製造工業以外の産業についてもこれに準じて考えて下さい。

4 「年令」

昭和二十三年に於ける数へ年を記入して下さい。

別添「年令早見表」を参照して下さい。

5 「扶養家族数」

(a) 昭和二十三年十月末日現在に於ける勤労所得税から控除される扶養家族控除額の基礎となつた扶養家族数を記入して下さい。たとえその人数が(a)と同じ場合でも省略せず記入して下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

家族手当を支給して居ない事業所は本欄に×印をして下さい。

6 「一カ月間の労働日数」

調査期間中に実際に労働した日数（休日に労働した日を含む）を記入して下さい。

この日数の計算において一日とは午前零時より午後十二時までをいい、此の間においてたとえ一時間でも労働すればその日は一労働日となります。従つてたとえば或る日において午前五時まで働き、その日に又午後九時より働く等の場合でもその日は一労働日となります。数回の暫夜交替勤務毎に與えられる特別非番又は年次有給休暇、公休日、食糧休暇等有給であつても労働しない限り労働日数に加えないで下さい。

7 「一カ月間の労働時間数」

調査期間中に実際に労働した時間数（休憩時間を除く）を記入して下さい。

、調査期間中に実際に労働した時間数（休憩時間を除く）を記入して下さい。

早出居残りをした場合賃金計算上一時間を一・五時間とするような場合があつても、こゝでは早出、居残りした実際の時間だけを加算して下さい。

8 「一カ月間の毎月きまつて支給する現金給與額」

調査期間中の労働に対する「毎月きまつて支給する現金給與額」を記入して下さい。

「毎月きまつて支給する現金給與額」とは毎月又は一カ月以内の期間毎に計算し支給する各種の金額の月額のことであつて例えば次のようなものです。

基本給、家族手当、地域給、物價手当、生活補給金、職階給、技能給、危險作業手当、奨励加給、能率給、通勤手当、夜勤手当、早出残業手当、日直宿直手当、年次有給休暇手当、生理休暇手当、産前産後手当。

但し、物價手当、生活補給金、奨励加給、能率給、勤続手当、精勤手当、請負工賃、通勤手当等は毎月常態的に支給する場合に限ります。

したがつて次の場合は本欄には算入ぜずに「その他の現金給與額」に算入して下さい。

① 一カ月を超える期間の出勤成績によつて支給される精勤手当。

② 一カ月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当。

③ 一カ月を超える期間にわたる事由によつて算定される奨励加給又は能率給。

④ 一カ月を超える期間毎に定期乗車券代として支給される通勤手当。

請負工賃、残業手当で計算の都合上常態的に一カ月遅れに支給される場合は十月中に支給された分を記入して下さい。

従業者の負担となるべき勤労所得税、健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料等の一部又は全部を事業主が負担した場合は、これらの金額を加算して記入して下さい。

また勤労所得税、健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、退職積立金、貯金、組合費、前借の返済金等各種の差引額のある場合には事

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

取金額ではなく差引かない前の総額を記入して下さい。

事業所の支拂の都合で十月分の「毎月きまつて支給する現金給與」の一部又は全部が定期の賃金支拂日に支拂われないで延期された場合でも十月分の全額を記入して下さい。

給與改訂が未決定であるため暫定的計算により内拂の形式で毎月常態的に一定額が支給される場合はその金額は本欄に算入して下さい。

9 「一ヶ月間のその他の現金給與額」

調査期間中に「毎月きまつて支給する現金給與額」以外に現金給與が支給された場合は、それらを合算して本欄に記入して下さい。

これらの現金給與額が賃金台帳に記載されていないで、その他の給與台帳に記載されている場合は、かかる台帳から残らず合算して記入して下さい。これらの現金給與額に、勤労所得税等差引額のある場合は手取額ではなく差引かない前の総額を記入して下さい。

「その他の現金給與額」の中には次のようなものも含まれます。

① 給與改訂が過去のある日までさかのぼつて適用されるに決定し、その日からの差額が一括又は分割して支給された場合の金額。

② 給與改訂が未決定のため暫定的計算により内拂の形式で過去にさかのぼり一括して又は分割して支給された場合の金額。

但しこれらの金額の中十月分の差額のみ別に計算されている時は、十月分の差額は「毎月きまつて支給する現金給與額」の欄に記入して下さい。

労働基準法又は鉱業法に基づいて支給される帰郷旅費、災害補償、解雇予告手当や結婚手当、災害見舞金、会社設立記念祝儀等の恩惠的給付や退職の時返還する金額等はこの調査では賃金給與とみなさないから記入には及びません。

「その他の現金給與額」は調査期間中実際に支拂つた金額を記入するのですから、金融の都合、その他のために一部又は全部の支拂が翌月に廻された場合には現実に支給しなかつたのですから記入しないで下さい。

支拂の都合により前月分の「毎月きまつて支給する現金給與額」の一部又は全部が本月に繰越されて支給された場合の金額等は本欄にも「毎月きまつて支給する現金給與額」の欄にも記入しないで下さい。

年令早見表（昭和二十三年の数え年）

昭和	才
1	23
2	22
3	21
4	20
5	19
6	18
7	17
8	16
9	15
10	14
11	13
12	12
13	11
14	10
15	9

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

明治	才	明治	才	大正	才
4	78	25	57	1	37
5	77	26	56	2	36
6	76	27	55	3	35
7	75	28	54	4	34
8	74	29	53	5	33
9	73	30	52	6	32
10	72	31	51	7	31
11	71	32	50	8	30
12	70	33	49	9	29
13	69	34	48	10	28
14	68	35	47	11	27
15	67	36	46	12	26
16	66	37	45	13	25
17	65	38	44	14	24
18	64	39	43	15	23
19	63	40	42		
20	62	41	41		
21	61	42	40		
22	60	43	39		
23	59	44	38		
24	58	45	37		

四、事業所に於ける調査従業者の抽出方法

調査する従業者は左表の抽出割合で任意抽出された者の中調査期間中（九月最終の賃金給料締切日から十月最終の賃金給料締切日までの期間）二十日以上実際に労働した者のみであります。

事業所の規模（事業所賃金調査票 4の（イ）欄の常雇の従業者総数によります）	従業者の抽出割合
三〇人―― 九九人	全数
一〇〇人―一九九人	全数
二〇〇人―四九九人	$\frac{3}{4}$
五〇〇人―九九九人	$\frac{1}{2}$
一、〇〇〇人―以上	$\frac{1}{4}$

各規模に於ける具体的な抽出方法は次の通りであります。

（1）三〇人――九九人の事業所に於ては調査期間中に二十日以上労働したものは全部調査します。

（2）一〇〇人――一九九人の事業所に於ては調査期間中に二十日以上労働したものは全部調査します。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

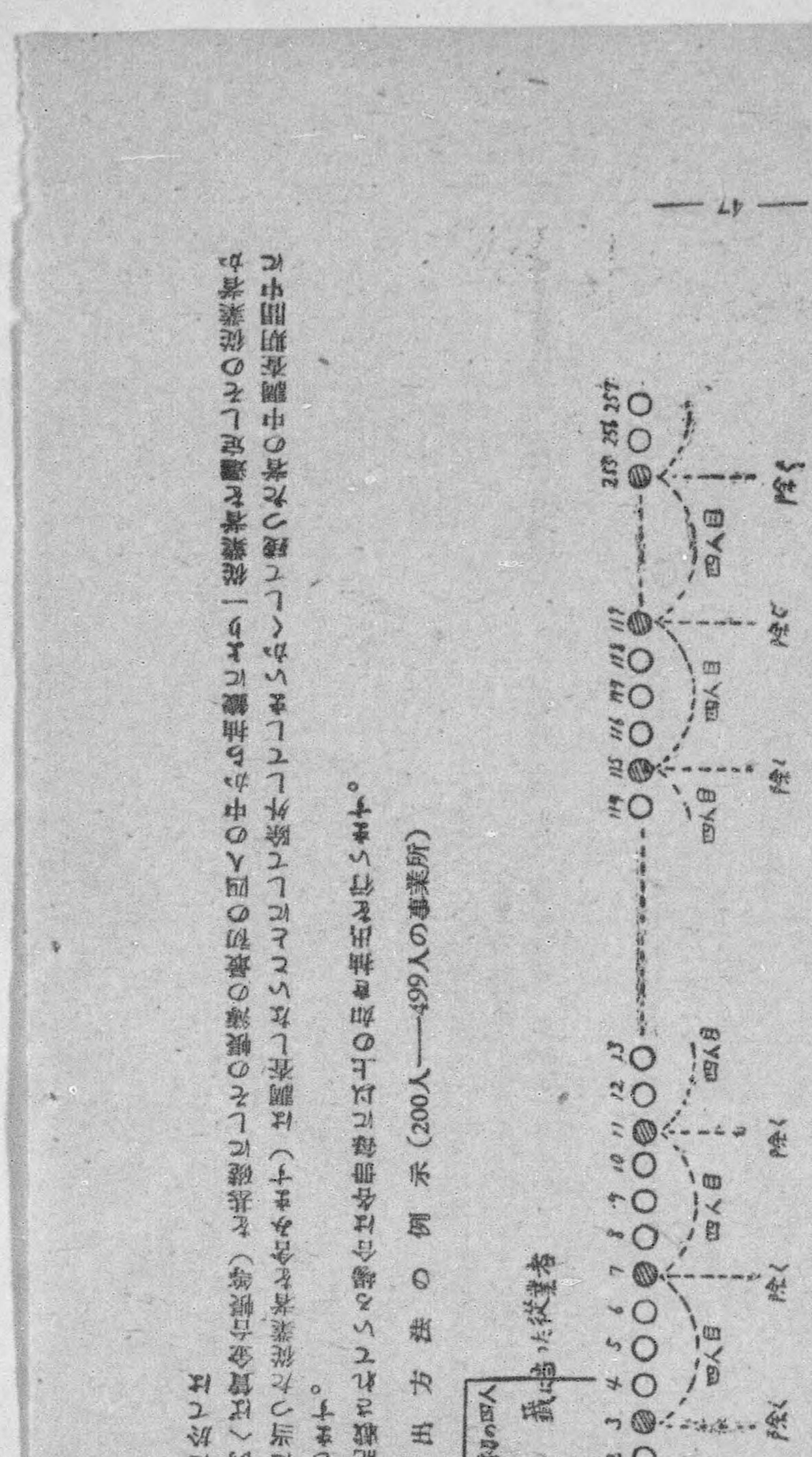
抽出方法
最初の四人
残りは従業者
除く
作業の順序
作業の内容
(1) 最初の四人を設定する
(2) その四人の中から抽選で一人を選ぶ
元の調査　未復員者引き揚げ者一か月以上の長期欠勤者月の中途で退所した者を除く全従業者
(3) 四人目毎に該当する従業者を除く
(4) 抽出された従業者
(5) 労働日数19日以下の従業者は除く
(6) 調査従業者
(所業事の人499―人200)例
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
1 2 3 4 5
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

抽出方法の例示（500人——999人の事業所）

作業の順序	作業の内容
(1)	最初の二人を設定する
(2)	その二人の中から抽籤で一人を選ぶ
	元の帳簿未復員者　引續き一カ月以上の最期欠勤者月の中途で退所した者を除く全従業者
(3)	二人目毎に該当する従業者が抽出された従業者
(4)	労働日数19日以下の従業者は除く
(5)	調査従業者

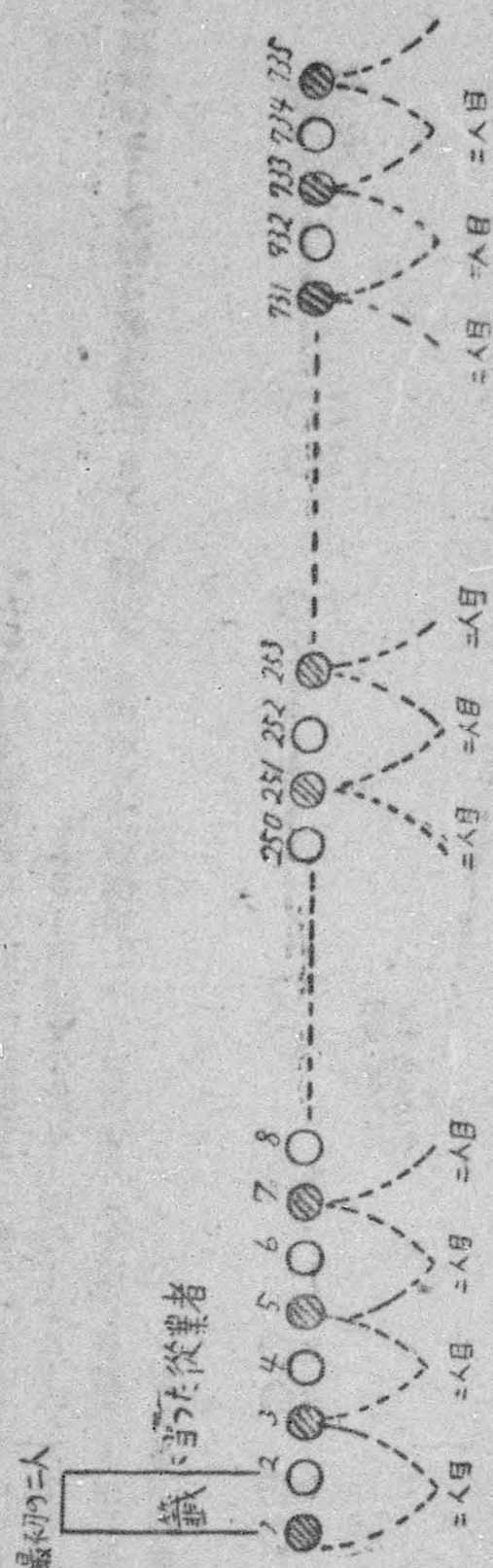

(5) 全従業者が記載されている帳簿（例えば賃金台帳等）を基礎にして6四人目毎に該当する従業者の中調査期間中に二十日以上労働した全従業者が二冊以上の帳簿に分割記載されている場合は各冊毎に抽出を行うこととします。

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

抽出方法の例示（1000人以上の事業所）

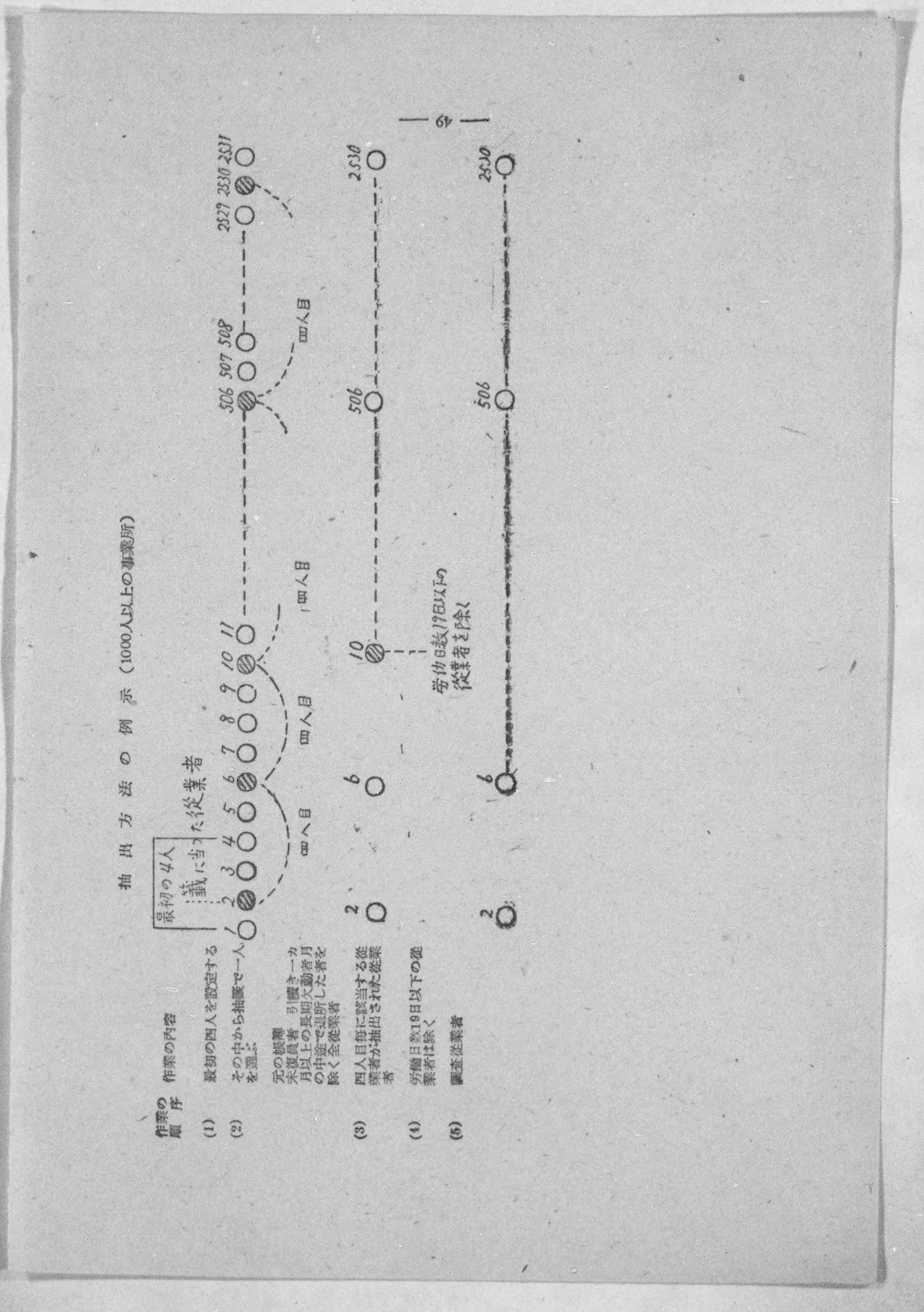

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

RECEIVED
5 MAY 1950
LIBRARY
CHS

143-177

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 121(30 Apr 49)ESS/PF
SCAPIN 2094

4 May 1950

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Separation Allowances for Government Employees

1. References are:

a. SCAPIN 2003, AG 121(30 Apr 49)ESS/FIN of 11 May 1949, subject as above.

b. SCAPIN 2003/1, AG 121(30 Apr 49)ESS/PF of 29 Mareh 1950, subject as above.

2. References 1a and 1b are rescinded effective 4 May 1950.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

K B Bush

K. B. BUSH
Brigadier General, USA
Adjutant General

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

143 - 1746

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

RECEIVED
MAR 1950
CIRC

AG 121(30 Apr 49)ESS/FE/c
SCAPIN 2003/1

29 March 1950

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Separation Allowances for Government Employees

1. References are:

a. SCAPIN 2003, AG 121(30 Apr 49)ESS/FIN of 11 May 1949, subject as above.

b. Cabinet Order 264 of 1949, Cabinet Order concerning the Temporary Measures for Separation Allowance under the Execution of the Consolidated Balanced Budget for the Fiscal Year 1949-50 issued in compliance with reference 1a.

2. Paragraph 1 of reference 1a is hereby amended to read as follows:

"1. The Japanese Government is directed to take the necessary measures to establish standard allowances to be paid to Government employees separated from Government service consistent with the amount of funds provided for such allowances in the consolidated balanced budget adopted for the fiscal years 1949-50 and 1950-51 in accordance with the United States Government Interim Directive on economic stabilization."

3. The standards established in reference 1b will remain in effect but may be amended to provide for:

a. The inclusion of commissioners, members, staff and employees of Reconversion Finance Bank, Holding Company Liquidation Commission, Closed Institutions Liquidation Commission and Securities Coordinating Liquidation Commission as personnel subject to the provisions of reference Cabinet Order.

b. An amendment authorizing payment by public employment security offices of separation allowances, corresponding to the differential amount as established in Article 10 of reference Cabinet Order, to those government personnel who have retired and are entitled to payments during periods of unemployment for one year from the date of their separation. This provision will apply to similar payments to government employees who retired during the fiscal year 1949-50 and are entitled to such payments during the fiscal year 1950-51.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

K B Bush

K. B. BUSH
Brigadier General, USA
Adjutant General

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

8 - 175

1463

925

RECEIVED
19 SEP 1949
IBRAR
SRS

CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
APO 500

RHE/CHR/cb

19 SEP 1949

387.6 (19 SEP 1949)RPC/SP

MEMORANDUM FOR: REPARATIONS BOARD, JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Payment for Guards for Sasebo Ship Industry Co., Ltd., Plant Code No. 87-08

1. Reference is made to:

a. Letter to Civil Property Custodian, Reparations Property Division, 9 September 1949, subject, "Application for Increase of Government Payment for Guards of Reparations Equipment," from Ministry of Finance, Japanese Government

b. Letter to Civil Property Custodian, Reparations Section, 6 September 1949, subject, "Applicatim for Increase of Government Payment for Guards of Reparations Equipment," from Sasebo Ship Industry Co., Ltd., Tokyo, Japan.

2. The request contained in reference 1b is approved.

3. It is directed that the Reparations Board inform the Finance Ministry that the salaries of forty-nine (49) guards are to be paid from the Reparations Budget and that the remaining twenty (20) guards are to be paid by the Sasebo Ship Industry Company.

4. Effective date for this new payment plan is 1 October 1949.

SRS

2 Incls
1. Ltr Min of Fin, 9 Sep 49
2. Ltr Sasebo Ship Ind Co, Ltd., 6 Sep 49

E. C. MILLER, Jr.
Colonel Infantry
Deputy Custodian

2 R 2
RECEIVED

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

RECEIVED
20 JUN 1949
USRAF
SRS

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 260 (17 Jun 49)ESS/FIN
SCAPIN 2018

17 June 1949

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Cancellation of Reports

1. Reference the following memoranda for the Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers:

a. AG 260(19 Mar 46)ESS/FI, SCAPIN 827, 19 March 1946, subject: Pensions and Benefits.

b. AG 260(5 Nov 46)ESS/FI, SCAPIN 1312, 5 November 1946, subject: Pensions and Benefits.

2. Monthly reports specified in paragraph 6 reference 1 a regarding action taken and progress made during the preceding month and reports required by paragraph 3 reference 1 b relating to payments made under the provisions of said memorandum are no longer required.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

Clark Marshall

For R. M. LEVY
Colonel, AGD
Adjutant General

143-174
642.9
143-81

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

Leh.

RECEIVED 12 1949 LIBRARY SCRS

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

143-123 #4

AG 121(30 Apr 49)ESS/FIN
SCAPIN 2003

11 May 1949

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Separation Allowances for Government Employees

1. The Japanese Government is directed to take the necessary measures to establish standard allowances to be paid to Government employees separated from Government service consistent with the amount of funds provided for such allowances in the consolidated balanced budget adopted for the fiscal year 1949-50 in accordance with the United States Government Interim Directive on economic stabilization.

2. Pending establishment of standard allowances in conformity with the requirements of paragraph 1 above:

a. No payments of allowances to separated government employees of any class will be made upon the authority of the Law Concerning Appointment, Removal, etc. of Government Officials Before Application of the Provisions of National Public Service Law Shall Be Made, Law No. 121 of 1947, or the authority of any other statutory ratification of the standards for such allowances set by the Cabinet decision of 29 March 1947; and

b. No payments of allowances to separated employees of any class will be made under Law No. 167 of 1947 to employees who are eligible for allowances under the Pension Law, Law No. 48 of 1923, as amended, the National Public Service Mutual Aid Association Law, Law No. 69 of 1948, or the Unemployment Insurance Law, Law No. 146 of 1947.

SCRS

FOR THE SUPREME COMMANDER:

R. M. LEVY,
Colonel, AGD,
Adjutant General.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

RECEIVED 27 JAN 1949

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 560(28 Sep 45)ESS/IND
SCAPIN 1967

26 January 1949

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Working Hours in Shipyards

1. References are:

a. Memorandum for Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, AG 560(31 Dec 45)ESS/IN, SCAPIN 530, subject: Working Hours in Shipyards, 31 December 1945.

b. Memorandum for Japanese Government from Office of the Supreme Commander for the Allied Powers, AG 560(28 Sep 45)ESS, subject: Availability and Utilization of Non-Combatant Japanese Shipping, 28 September 1945.

2. Memorandum reference 1a is hereby rescinded.

3. Paragraph 1a. of memorandum reference 1b is rescinded and the following substituted therefor:

a. All shipyards engaged on Occupation Forces requirements shall operate on a twenty-four (24) hour day, seven (7) day week basis, when so directed by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers. Insofar as requirements are concerned, the following shall be defined as Occupation necessities:

(1) Occupation Force vessels

(2) American owned, Japanese manned vessels

(3) Vessels handling Occupation Forces cargoes

(4) Repatriation vessels

(5) Vessels engaged in support of foreign trade programs sponsored by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, such as the Persian Gulf shuttle

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

RECEIVED
29 NOV 1948
LIBRARY
SRS

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

319.1(24 Nov 48)ESS/RP
(RP-63)

24 November 1948

MEMORANDUM FOR: Statistics Committee
Prime Minister's Office

SUBJECT: Occupational and Industrial Classification System

1. Reference is Memorandum for the Japanese Government from Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, file AG 091.3(27 May 46)ESS/PS (SCAPIN-1337A), dated 27 May 1946, subject: "Economic Data to be Furnished to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers."

2. The attached statement of objectives and explanatory notes is submitted to the Statistics Committee for its use in guiding and facilitating the work of the Technical Subcommittee on Occupational Classification.

3. It is requested that liaison be maintained with Research and Programs Division, Economic and Scientific Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, and that codes and lists not be published until they have been reviewed by Research and Programs Division.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

KENNETH D. MORROW
Acting Chief, Research and
Programs Division

1 Inclosure

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

Statement of Objectives, with Explanatory Notes, for Use in Development of Classification Systems

Objectives

1. The development of a coordinated system of occupational and industrial classification which will meet the needs of the 1950 Census and provide a meeting ground on which the occupational statistics of various Ministries can be reconciled and made comparable.

2. The development of a code structure specifically designed for use on census type studies.

Discussion

The following steps, in the sequence given, should be followed if the above objectives are to be attained:

1. Develop a list of occupational titles of importance in the Japanese economy.

(Full use should be made of information on job content of occupational titles developed by the Ministry of Labor as well as of other classification system data on hand. Classification systems developed in other countries should be scrutinized, but care should be taken that no title is included in the list unless it is clearly appropriate to the Japanese situation. Experts in various fields should be asked to participate in the development of this list of occupational titles, so that inclusion of titles peculiar to the Japanese economy will be assured. It is especially desirable that adequate recognition be given to home industries and that the occupational titles included in the list be phrased in terminology commonly used in the Japanese vernacular.)

2. Arrange the selected occupational titles into major groups, and provide suitable categories for types of occupations not specifically segregated.

(The degree of skill or specialization required in each of the selected occupations should be taken into consideration. Special care should be taken to assure that both specific titles and major groupings are so treated as to provide for convertibility to the systems in use by other ministires of the government.)

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

3. Adapt the standard industrial classification system for use with the occupational system on surveys of the census type.

(Close liaison should be maintained with the Subcommittee on Industrial Classification.)

4. Assign code numbers to the occupational titles and industry groups developed in the above three steps.

(The advice of coding and tabulation procedure experts should be sought. A code easy to memorize and designed in such a way as to facilitate tabulation is most desirable. Insofar as is feasible, the code should have an open structure so that titles may be added without necessitating major changes in code structure.)

5. Develop an index which includes all known variant titles and which assigns to a specific code group all occupations not specifically segregated in the classification.

(A file of titles for inclusion in the index should be developed as the work of the Subcommittee proceeds.)

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

KDM/FG/at
22 November 1948

MEMO FOR RECORD:

1. The Statistics Committee, Prime Minister's Office, has set up a Technical Subcommittee on Occupational Classification, composed of government representatives, for the purpose of designing an occupational classification system.

2. Numerous unsuccessful attempts have been made by the Japanese to establish a workable classification system and to design an occupational code adaptable to census tabulation. and other interested divisions of SCAP

3. It is believed that with the assistance and guidance of Research and Programs Division the Japanese may be able to develop a satisfactory code for use in the worldwide 1950 census program in which Japan will participate.

4. Concurrences:

SRS

Labor/ESS

K. D. M.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

143-170
Cmytz

CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
APO 500

21 Jun 1948

248 (21 Jun 1948) CPC/PP

MEMORANDUM FOR: Ministry of Finance, Japanese Government, Tokyo, Japan

SUBJECT: Payment of Salaries and allowances to Administrators

1. Reference is made to LO 2111 (AD/CU), 1 June 1948 subject, "On payment of salaries and allowances to administrators."

2. Subject application is hereby denied.

PATRICK H. TANSEY
Brig Gen, USA
Custodian

17 June 1948

MEMO FOR RECORD:

1. LO 2111, 1 Jun 48, requested authority permitting the M/F to (a) release funds blocked by SCAPIN 1856, 4 Feb 48 for the payment of salaries and allowances of branches or agencies in Japan with head offices abroad and (b) establish these salaries and allowances on the same basis of pay as that now in force for government officials.

2. One of the main purposes of SCAPIN 1856 was to establish stricter controls over these funds and to place such controls in SCAP/CPC. The basis for payment of salaries and allowances varies with the scope of the custodial or administrative responsibilities in each individual case. Realese of such funds, therefore, should be made only on the basis of individual

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

applications submitted to SCAP as provided for in SCAPIN 1856.

3. In view of the above, memo to M/F denies subj appl.

4. Authority: JCS 1380/15

5. Action completed on Line No. 21687

D.H.B.

Reference: File - Branches & Agencies-General I

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

Lib.

1

143 - 170

RECEIVED
25 JUN 1948
CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
APO 500

DHB/WHD/emd

248 (21 JUN 1948)GPC/PP SRS

21 JUN 1948

MEMORANDUM FOR: Ministry of Finance, Japanese Government, Tokyo, Japan

SUBJECT: Payment of Salaries and Allowances to Administrators

1. Reference is made to LO 2111 (AD/CC), 1 June 1948, subject, "On payment of salaries and allowances to administrators."

2. Subject application is hereby denied.

PATRICK E. TAMNEY
Brig Gen, USA
Custodian

DHB/WHD/emd
17 June 1948

MEMO FOR RECORD:

1. LO 2111, 1 Jun 48, requested authority permitting the M/P to (a) release funds blocked by SCAPIN 1856, 4 Feb 48, for the payment of salaries and allowances of branches or agencies in Japan with head offices abroad and (b) establish these salaries and allowances on the same basis of pay as that now in force for government officials.

2. One of the main purposes of SCAPIN 1856 was to establish stricter controls over these funds and to place such controls in SCAP/CPC. The basis for payment of salaries and allowances varies with the scope of the custodial or administrative responsibilities in each individual case. Release of such funds, therefore, should be made only on the basis of individual applications submitted to SCAP as provided for in SCAPIN 1856.

3. In view of the above, memo to M/P denies subj appl.

4. Authority: JCS 1380/15.

5. Action completed on Line No. 21687.

D.H.B.

SRS

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

SRS

RECEIVED 12 APR 1948 LIBRARY SRS

143-169

SOUTH KOREAN INTERIM GOVERNMENT
Department of Labor
Seoul, Korea

DEPARTMENT ORDER
NUMBER 3

11 March 1948

MAXIMUM WORKING HOURS FOR EMPLOYEES OF THE BUREAU OF RAIL TRANSPORTATION, DEPARTMENT OF TRANSPORTATION

SECTION I. *Purpose.* The purpose of this order is to regulate and limit maximum working hours for employees employed in the Bureau of Rail Transportation, Department of Transportation, in accordance with paragraph *d*, Section III, Ordinance Number 121, 7 November 1946.

SECTION II. *Maximum Hours.* Employees of the Bureau of Rail Transportation, Department of Transportation, shall not work more than sixty (60) hours in any work week (the work week means any period of seven (7) consecutive days) and provided that all employment in excess of forty (40) hours per work week, shall be compensated at the rate of one and one half times the regular rate of payment.

SECTION III. *Exemptions.* Any employee may be employed in excess of sixty (60) hours per work week, where such work is necessary in cases of urgency, provided that the Director of the Department of Transportation shall, before requiring any employment in excess of sixty (60) hours, in each case, first secure the consent of the Director of the Department of Labor or his authorized representative, also submitting the following information:

a. The place of work.
b. The period of work.
c. Positions of employees.
d. The number of employees to be engaged in the work.
e. Reasons for excess hours.

SECTION IV. *Effective Date.* This order shall be effective on the date appearing hereon.

BY DIRECTION OF THE MILITARY GOVERNOR:

SEAL

LEE DAI WI
Director, Department of Labor

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

南朝鮮過渡政府

勞働部令第三號

運輸部鐵道運輸局從業員의最高作業時間

一九四八年三月十一日
軍政長官의指令에依하야

勞働部長 李 大 偉

第一條 本令은一九四六年十一月七日附法令第百二十一號第三條「마」項에依하야運輸部鐵道運輸局從業員의最高作業時間을規定하며制限함을目的함

第二條 運輸部鐵道運輸局의從業員은每作業週間(作業週間이라함은繼續七日間의作業期間을意味함) 六十時間을超過하야作業치못하며每作業週間의從業時間이四十時間을超過하는作業時間에對하야는基本給料의十五割의比率로計算한手當金을支拂함을要함

第三條 緊急한境遇가있어每作業週間六十時間을超過하는作業을必要로할境遇에는運輸部長은左記事項을具備하야豫히勞働部長又는그代理者의同意를得함을要함

가、作業場所
나、作業期間
다、被傭人의職名
라、該作業에要求되는從業員數
마、超過時間을要하는事由

第四條 本部令은公布日부터有效함

RECEIVED APR 13 1948 SRS

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

Hist.

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section

APO 500
14 November 1946

319.1 (14 Nov 46)ESS/RS
(RS-30)

MEMORANDUM FOR: Cabinet Bureau of Statistics
Ministry of Public Health and Welfare

SUBJECT : Monthly Survey of Pay and Employment Conditions

1. Reference is Memorandum for the Imperial Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, file AG 091.3 (27 May 46)ESS/RS (SCAPIN-1337A), dated 27 May 1946, subject: "Economic Data to be Furnished to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers".

2. It is requested that:

a. The Cabinet Bureau of Statistics, acting in consultation with the Ministry of Public Health and Welfare, conduct a monthly survey of pay and employment conditions in a sample group of private and government establishments in manufacturing, transportation and communications, mining and quarries, and commerce, beginning in January 1947.

b. The survey obtain information in addition to that now obtained in the Monthly Labor Survey of the Cabinet Bureau of Statistics, in accordance with the recommendations made by the inter-ministry committee formed at the request of the Research and Statistics Division, Economic and Scientific Section. This additional information includes special payments and pay in kind for regular laborers. employment, regular pay, special pay and pay in kind for "staff" employees; three age groups instead of two for men; and man hours and wages for temporary laborers.

c. The survey be started in selected industries and expanded to other industries, with the sample of responding establishments to be selected in a scientific manner from the establishments reporting in the 1946 Labor Census.

AG 091.3 - 167
14

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

BASIC: Memo, Cabinet Bureau of Statistics, and Ministry of Public Health and Welfare, file 319.1 (14 Nov 46) ESS/RS (RS-30), dated 14 November 1946, subject: "Monthly Survey of Pay and Employment Conditions".

d. The local government agencies (prefectures, mining bureaus and marine transportation bureaus) confine their use of the schedules which they collect to editing and statistical compilations. Under no circumstances shall schedules of individual establishments be shown to non-statistical officials or used for non-statistical purposes such as taxation, factory inspection, labor disputes conciliation, mediation or arbitration, recruitment, etc.

e. Final tabulations be completed and delivered to the Research and Statistics Division, Economic and Scientific Section, within six weeks after the report month.

f. The tabulated results of this survey be made freely available to other parts of the Japanese Government and the public by the Cabinet Bureau of Statistics.

g. The present Monthly Labor Survey of the Cabinet Bureau of Statistics, Speed Survey of Wage and Salary, and Labor Payment Survey of the Labor Policy Bureau, Ministry of Public Health and Welfare overlap the new survey by one month, at which time these present surveys be discontinued.

FOR THE CHIEF OF THE ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

Emerson Ross

EMERSON ROSS
Chief, Research and
Statistics Division

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

891-3413

RECEIVED FEB 17 LIBRARY SRS

SOUTH KOREAN INTERIM GOVERNMENT
Seoul, Korea

EXECUTIVE ORDER
NUMBER 10

24 December 1947

TEMPORARY SUSPENSION OF CERTAIN PROVISIONS WITH RESPECT TO LABOR

SECTION I. The shortage of electrical energy in South Korea has resulted in an emergency which requires a temporary rearrangement of working hour during the period of such emergency. Therefore, until such time as a public declaration of the end of the emergency is issued, as provided for in Executive Order Number 9, dated 15 December 1947, the following provisions of law are suspended:

(a) The provision of Section II (b) of Ordinance Number 121, dated 7 November 1946, which provides that employees subject to said ordinance shall be entitled to not less than twenty-four consecutive hours of rest in each work week.

(b) The provision of Section IV of Public Act Number 4, dated 16 May 1947 which provides that children shall not engage in night work.

(c) The provision of Section V of Public Act Number 4, dated 16 May 1947, which provides that children shall not work more than six days in any one week.

(d) The provisions of Section 2 of Department of Labor Order Number 1, dated 15 September 1947.

(e) The provisions of Section 3 of Department of Labor Order Number 1 dated 15 September 1947, provided that if the hours at the work place exceed four, at least one-half hour shall be given for meals at the end of the fourth hour.

SECTION II. This order shall be effective on the date appearing hereon.

APPROVED:

WILLIAM F DEAN
Major General, United States Army
Military Governor in Korea

RECOMMENDED:

AHN CHAI HONG
Civil Administrator

SEAL
USAMGIK

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

14 3 — 467 (a copy)

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section

RECEIVED
19 NOV 1946
LIBRARY
SRS

APO 500
14 November 1946

319.1 (14 Nov 46)ESS/RS
(RS-30)

MEMORANDUM FOR: Cabinet Bureau of Statistics
Ministry of Public Health and Welfare

SUBJECT : Monthly Survey of Pay and Employment Conditions

1. Reference is Memorandum for the Imperial Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, file AG 091.3 (27 May 46)ESS/RS (SCAPIN-1337A), dated 27 May 1946, subject: "Economic Data to be Furnished to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers".

2. It is requested that:

a. The Cabinet Bureau of Statistics, acting in consultation with the Ministry of Public Health and Welfare, conduct a monthly survey of pay and employment conditions in a sample group of private and government establishments in manufacturing, transportation and communications, mining and quarries, and commerce, beginning in January 1947.

b. The survey obtain information in addition to that now obtained in the Monthly Labor Survey of the Cabinet Bureau of Statistics, in accordance with the recommendations made by the inter-ministry committee formed at the request of the Research and Statistics Division, Economic and Scientific Section. This additional information includes special payments and pay in kind for regular laborers, employment, regular pay, special pay and pay in kind for "staff" employees; three age groups instead of two for men; and man hours and wages for temporary laborers.

c. The survey be started in selected industries and expanded to other industries, with the sample of responding establishments to be selected in a scientific manner from the establishments reporting in the 1946 Labor Census.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

BASIC: Memo, Cabinet Bureau of Statistics, and Ministry of Public Health and Welfare, file 319.1 (14 Nov 46) ESS/RS (RS-30), dated 14 November 1946, subject: "Monthly Survey of Pay and Employment Conditions".

d. The local government agencies (prefectures, mining bureaus and marine transportation bureaus) confine their use of the schedules which they collect to editing and statistical compilations. Under no circumstances shall schedules of individual establishments be shown to non-statistical officials or used for non-statistical purposes such as taxation, factory inspection, labor disputes conciliation, mediation or arbitration, recruitment, etc.

e. Final tabulations be completed and delivered to the Research and Statistics Division, Economic and Scientific Section, within six weeks after the report month.

f. The tabulated results of this survey be made freely available to other parts of the Japanese Government and the public by the Cabinet Bureau of Statistics.

g. The present Monthly Labor Survey of the Cabinet Bureau of Statistics, Speed Survey of Wage and Salary, and Labor Payment Survey of the Labor Policy Bureau, Ministry of Public Health and Welfare overlap the new survey by one month, at which time these present surveys be discontinued.

FOR THE CHIEF OF THE ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

Emerson Ross

EMERSON ROSS
Chief, Research and
Statistics Division

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

2 1B

SRS

-166

143-

RECEIVED
OCT 1947
LIBRARY
SRS

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMAND FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section

APO 500
6 October 1947

130(6 Oct 47)ESS/FI

SUBJECT: Remuneration of Employee in the United States of Nippon Toki Kaisha by Payment to Sister in Japan

TO: Ministry of Finance, No. 6 Honshio-Cho, Kotsuya, Tokyo

1. Reference is C.L.O.M. No. 7144 (LO 3115-FI/FF), dated 10 September 1947, subject: Application of Nippon Toki Kaisha, Ltd. for Permission to Pay Remuneration to Employee Residing Abroad, which requests permission to pay a resident of the United States for market information by making ¥12,000 available to his sister in Japan.

2. Application forwarded by reference memorandum is denied.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

WALTER K. LE COUNT
Chief, Finance Division

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

RECEIVED SEP 15 1947 LIBRARY SRS

143-165

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500
13 September 1947

AG 383.6 (13 Sep 47)FD
(SCAPIN 4504-A)

MEMORANDUM TO: JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Payment to Former Prisoners of War

1. Reference is made to memorandum from the Ministry of Finance, Japanese Government, dated 5 June 1947 and Schedule of Daily Work Record, copies of which are attached hereto.

2. It is directed that the Ministry of Finance notify the sixty-three individuals listed on the attached schedule of amounts due them and that they may receive payment by appearing in person with proper identification at the 240th Finance Disbursing Section, General Headquarters, Far East Command, APO 500, Tokyo, Japan.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

for R. W. LEVY,
Colonel, AGD,
Adjutant General.

2 Incls
1. Memo, Min of Fin, Jap Govt, dtd 5 Jun 47
2. Schod of Daily Work Rec (To addressee only)

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

LIB.

RECEIVED
MAY 19 1947
LIBRARY
SRS

143—164

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500
18 May 1947

AG 248(18 May 47)ESS/FI
(SCAPIN 3833-A)

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Payment of Japanese and Foreign Nationals Employed by Occupation Forces

1. Reference is Memorandum for Imperial Japanese Government AG 248(18 March 1946)ESS/FI (SCAPIN 764-A), dated 18 March 1946, subject: Payment of Japanese and Foreign Nationals Employed by Occupation Forces.

2. Reference memorandum is hereby rescinded.

3. Japanese and Foreign Nationals employed by Occupation Forces will be paid in the same manner as heretofore with the exception that wages and salaries accrued from 1 May 1947 will be paid in full in free yen.

4. Wages and salaries for any period prior to 1 May 1947, but paid subsequent to 1 May 1947, will be subject to all restrictions and regulations in effect prior to the removal of the limitation on wages.

5. Bank accounts of Japanese and Foreign Nationals employed by Occupation Forces will continue to be subject to all limitations and restrictions imposed by the Imperial Japanese Government upon accounts of persons not employed by Occupation Forces.

6. Direct communication between the Ministry of Finance, the Bank of Japan, and Economic and Scientific Section of General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers is authorized to implement this memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

/s/ R. J. LEVY,
Colonel, AGD,
Adjutant General.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

143-163

RECEIVED
MAY 12 1947
LIBRARY

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500
10 May 1947

AG 095 (10 May 47) ESS/AC
(SCAPIN 3781-A)

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Application of Imperial Chemical Industry, Ltd (Teikoku Kasei K. K.), for Permission to Increase Salaries of Executive Officers

1. Reference is Central Liaison Office Memorandum No. 45 (LO 2127/1220), dated 8 January 1947, subject: Application of Imperial Chemical Industry Co., Ltd. for Permission to Increase Remuneration of Its Executive Officers, forwarding application of Imperial Chemical Industry, Ltd, for permission to increase salaries of its executive officers.

2. a. No objection is offered to that part of the application requesting permission to pay monthly salaries as listed below, provided the effective date of payment is not prior to 1 October 1946:

Name	Position	Monthly Salary
J. Kitamura	President	¥3,000.
G. Ota	Managing Director	2,900.
Y. Oki	Director	2,800.
T. Inomata	Director	2,800.
F. Hino	Director	2,800.
M. Hirano	Auditor	1,000.

b. That part of the application requesting permission to increase salaries of S. Shuto, E. Tsuji, M. Eto and H. Nanri is denied.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

for E. M. LEVY,
Colonel, AGD,
Adjutant General.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

143-162

RECEIVED
MAY 9 1947
LIBRARY
SRS

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500
7 May 1947

AG 095 (7 May 47) ESS/AC
(SCAPIN 3764-A)

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Application of Japan Metal Industry, Ltd (Nippon Kinzoku Kogyo K. K.), for Permission to Increase the Salary of its President

1. Reference is Central Liaison Office Memorandum No. 6788 (LO 2418/1304), dated 20 December 1946, subject: Application of Nippon Metal Industry Co., Ltd. for Permission to Increase Remuneration of Its President, forwarding application of Japan Metal Industry, Ltd, for permission to increase the salary of Akira Miyashiro, its president.

2. No objection is offered to the above application, provided the effective date of payment is not prior to 1 November 1946.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

for R. M. LEVY,
Colonel, AGD,
Adjutant General.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

143-161

L, B

RECEIVED MAY 9 1947 LIBRARY SRS

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500
7 May 1947

AG 095 (7 May 47) ESS/AC
(SCAPIN 3769-A)

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Application of Nitto Acid and Soda Company, Ltd (Nitto Ryuso K. K.), for Permission to Increase Salaries of Executive Officers

1. Reference is Central Liaison Office Memorandum No. 5235 (LO 1665/971), dated 9 October 1946, subject: Application of Nitto Ryuso Co., Ltd, for Permission to Increase Remuneration of Its Executive Officers, forwarding application of Nitto Acid and Soda Company, Ltd, for permission to increase salaries of its executive officers.

2. a. No objection is offered to that part of the application requesting permission to pay monthly salaries as listed below provided the effective date of payment is not prior to 20 July 1946:

Name	Position	Monthly Salary
N. Ueno	Senior Managing Director	¥2,800.
G. Yamaga	Managing Director	2,500.
K. Yamada	Director Superintendent	2,200.
T. Asai	Director, Head of General Affairs	2,000.
E. Ito	Director Superintendent	2,000.

b. That part of the application requesting permission to increase the salaries of S. Yanagawa, K. Takatsuka and Y. Okutani is denied.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

a J Tehe
for R. H. LEVY,
Colonel, AGD,
Adjutant General.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

143-159

RECEIVED
MAR 31 1947
LIBRARY
SRS

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 386.7(30 Mar 47)CPC/FP
(SCAPIN 3531-A)

APO 500
30 March 1947

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Application for Payment of Salary Increase from Account of G. E. M. Mason (British)

1. Reference is made to the following memoranda for the Imperial Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers:

a. File AG 091.112(13 Sep 45)MG, SCAPIN 26, 13 September 1945, subject: Protection of Allied and Axis Property;

b. File AG 130(22 Sep 45)ESS, SCAPIN 45, 22 September 1945, subject: Control of Financial Transactions;

c. File AG 600.3(30 Nov 46)CPC/FP, SCAPIN 1370, 30 November 1946, subject: Preservation of Property in Japan Owned by United Nations and Their Nationals.

2. Reference is further made to LO 186 (SF/FP), 28 January 1947, subject: Application for Payment of Manager's Salary in connection with protection of Allied National's Property.

3. Subject application of the Tokyo Building Company, Ltd., for permission to increase the salary of Kakutaro Tatami, custodian of Mr. G. E. M. Mason's property, from Mr. Mason's account in the Special Property Administration Account is hereby disapproved.

4. The Imperial Japanese Government is informed that in accordance with the terms of reference 1c above, custodial fees on salary payments in connection with properties owned on 7 December 1941 by nationals of United Nations are expenses to be borne by the Imperial Japanese Government.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

JOHN B. COOLEY
For Colonel, AGD,
Adjutant General.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

143-158

L.18

RECEIVED
MAR 28 1947
LIBRARY
SRS

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500
27 March 1947

AG 095 (27 Mar 47) ESS/AC
(SCAPIN 3511-A)

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Application of Nitto Steamship Company, Ltd (Nitto Kisen K. K.), for Permission to Increase Salaries of Executive Officers

1. Reference is Central Liaison Office Memorandum No. 5862 (LO 2028/1178), dated 5 November 1946, subject: Application of Nitto Steamship Co., Ltd. for Permission to Increase Remuneration of its Executive Officers, forwarding application of Nitto Steamship Company, Ltd, for permission to increase the monthly salaries of its executive officers.

2. No objection is offered to the above application provided the effective date of payment is not prior to 14 October 1946.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

for JOHN B. COOLEY,
Colonel, AGD,
Adjutant General.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

143-157

RECEIVED
MAR 25 1947
LIBRARY
SRS

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500
21 March 1947

AG 095 (21 Mar 47) ESS/AC
(SCAPIN 3478-A)

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Application of Sanin Industrial Company, Ltd (Sanin Kogyo K. K.), for Permission to Increase Salaries of Executive Officers

1. Reference is Central Liaison Office Memorandum No. 4383 (LO 1221/567), dated 31 August 1946, subject: Application of Sanin Industrial Co., Ltd. for Permission to Increase Remuneration of Its Executive Officers, forwarding application of Sanin Industrial Company, Ltd, for permission to increase salaries of its executive officers.

2. No objection is offered to the above application provided the effective date of payment is not prior to 18 July 1946.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

a J Clehe
for JOHN B. COOLEY
Colonel, AGD,
Adjutant General.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

L.B.
RECEIVED
MAR 25 1947
LIBRARY
SRS

143-156

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500

21 March 1947

AG 095 (21 Mar 47) ESS/AC
(SCAPIN 3477-A)

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Application of Rissho Electric Machine Manufacturing Company, Ltd (Rissho Denki Seisakusho K. K.), for Permission to Increase Salaries of Executive Officers

1. Reference is Central Liaison Office Memorandum No. 5431 (LO 1784/1053), dated 15 October 1946, subject: Application of Rissho Electric Machine Mfg. Co., Ltd. for Permission to Increase Remuneration of Its Executive Officers, forwarding application of Rissho Electric Machine Manufacturing Company, Ltd, for permission to increase monthly salaries of executive officers.

2. No objection is offered to the above application provided effective date of payment is not prior to 29 June 1946.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

A J Rehe
for JOHN B. COOLEY,
Colonel, AGD,
Adjutant General.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

RECEIVED
MAR 25 1947
LIBRARY
SRS

L.P.

143-155

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500
21 March 1947

AG 095 (21 Mar 47) ESS/AC
(SCAPIN 3476-A)

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Application of Nissan Construction Company, Ltd (Nissan Doboku K. K.), for Permission to Increase Monthly Salaries of Executive Officers

1. Reference is Central Liaison Office Memorandum No. 5704 (LO 1925/1117), dated 28 October 1946, subject: Application of Nissan Construction Co., Ltd. for Permission to Increase Salaries of Its Executive Officers, forwarding application of Nissan Construction Company, Ltd, for permission to increase the monthly salaries of its executive officers.

2. a. No objection is offered to that part of the application requesting permission to pay monthly salaries as listed below, provided the effective date of such payment is not prior to 20 September 1946.

Name	Position	Monthly Salary
H. Miyanaga	President and Director	¥5,500.
C. Hotchi	Senior Managing Director	4,000.
T. Kobayashi	Junior Managing Director	3,500.
H. Suwabe	Director	3,200.
K. Sugitomo	Director	3,000.

b. That part of the application requesting increase of monthly salaries for K. Tanabe, S. Nakaguchi and S. Moroo is denied.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

A J Rehe

for JOHN B. COOLEY,
Colonel, AGD,
Adjutant General.

DECLASSIFIED E.O. 11652 SEC. 3(E) AND 5(D) OR (E) NNDG # 775015

143-154

RECEIVED
MAR 25 1947
LIBRARY
SRS

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 095 (21 Mar 47) ESS/AC
(SCAPIN 3475-A)

APO 500
21 March 1947

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Application of Mitsumura Heliotype Company, Ltd (Mitsumura Genshokuban Insatsusho K. K.), for Permission to Increase Salaries of Executive Officers

1. Reference is Central Liaison Office Memorandum No. 5360 (LO 1713/1011), dated 12 October 1946, subject: Application of Mitsumura Printing Co., Ltd. for Permission to Increase Remuneration of Its Executive Officers, forwarding application of Mitsumura Heliotype Company, Ltd, for permission to increase monthly salaries of its executive officers.

2. No objection is offered to the above application provided the effective date of payment is not prior to 30 August 1946.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

A J Rehe
for JOHN B. COOLEY,
Colonel, AGD,
Adjutant General.